

第3章

二者間協同から集団的協同へ

はじめに

前章で述べた協同は、親族関係にある複数の世帯が、生産要素を供給しあい、互いの経営要素を確保する局面で成立するものであった。経営要素には、農家自身が長期的安定的に保持してきた要素（内給要素）と、外部から必要に応じて調達する要素とがあるが、前章でみたものは、自作地や自家労働力といった内給要素を確保するための協同であったといえよう。

しかし、タイの農家がその経済的再生産を果たしていくためには、このような内給要素の調達を協同化するのみでは不十分である。そこで、経営体の外部にある要素の調達においても、さまざまな協同が形作られる。例えば、ある農家で一時的に労働力不足が生じて近隣の農家から手助けを受けた場合、得られた労働力はあくまで一時に経営内に取り込まれ費消される。あるいは生活の側面においても、葬式、結婚式その他の儀式や緊急の事態に際して、何らかの経済資源が世帯の外から協同によってもたらされる。

このような協同的資源交換が成立するためには、交換による経済的利益が存在するだけでなく、長期的な交換関係が維持されるための条件が必要である。これについてタイの伝統的農村をみるとならば、二者間の社会関係が決定的に重要であった。すなわち、2人の個人が蓄積してきた人間関係が、その二者間の資源交換のあり方をも規定したのである。関係の蓄積が長くかつ良好であればそれだけ、今後の関係も安定し長期化すると期待できる。そこに

においては交換される資源も、他の二者間に比べて有利なものとなる。例えば、労働力不足の折には臨時に無償の手助けを受けることができ、葬式ではそれだけ香典が多くなるであろう。あるいは経済機会へのアクセスに特別な便宜が図られるかもしれない。これまで多くのタイ研究者が、タイ農村の社会組織を二者間関係の広がりとして説明してきたが、これを協同の形としてみれば、二者間協同こそタイ農村における伝統的な存在形態であった。

しかしこの伝統的協同組織も、社会経済的条件の変化とともに、変容を余儀なくされる。一部では、交換による経済的利益がなくなる状況すら発生してきた。例えば、農作業の機械化が進み他の農家の労働援助を必要としなくなったり、農業労働市場が展開し安価な労働力が確保できる状況になれば、協同により労働力を交換する必要性は薄れるのである。あるいは作付け体系や農法の変化により、協同による労働力確保が困難になる場合もある。

しかし、現段階のタイ農家経済にとって、協同的資源交換の必要性が全く消失したわけではない。にもかかわらず、長期的な社会関係のあり方に変化が起きているために、人々は新たな形での協同を模索している。ここでいう「新たな形」とは、(1)二者間による合意ではなく、三者以上の人々による集団的合意により協同活動のための組織を形成し、(2)協同活動参加者の長期的関係をフォーマルなルールによって強制する、という仕組みをもった形態のことをさす。これは伝統的な形態が依拠していた個別的人間関係が、協同活動をおこなううえで十分な強さと広がりをもたなくなつた状況において、それを補完するために持ち込まれた方法であった。

タイ農村にみられた伝統的二者間協同は生産・生活の両面で極めて多岐にわたる。したがって本章では、そのうち農家の経済的再生産にとって重要であり、一般に観察されるものに対象を絞りたい。つまり、農業や生活面で起きた労働力不足を農家相互の交換により補う協同、および資金の不足を補うための相互金融と寄付行動(とくにここでは葬式の際のもの)について論じることにする。

第1節 二者間協同の形態と組織原理

1. 労働交換

(1) 労働交換の諸類型と地方分布

農作業における季節的労働ピークを乗り切るために、タイの農家は相互に無償で労働力を提供しあう習慣がある。そのような労働交換にはいくつかの形態があり、アスマーン・ラーチャトンによれば、得た労働に対して後日労働で反対給付をおこなうものをケーク・ロン・レーン (*khaek long raeng*)、また得た労働に対してとくに返済義務のないものをケーク・コー・レーン (*khaek kho raeng*) と呼ぶ [Sathiarakoset 1978: 330-331]。その後もさまざまな研究者が農村でおこなわれる労働交換について記録を残しており、それらをまとめると次のような分類が可能である。

タイプA：労働の交換量が1シーズン内で均衡化される場合で、ケーク・ロン・レーンもこれに含まれる。中部での農村調査報告によると、等価性が極めて厳密に理解されており、自分の家族労働力での返済が不可能な場合、他人を雇ったり不足分を現金で支払ったりということもおこなわれた [Amyot 1976: 128] [Kaufman 1977: 65] [Kamol 1955: 257] [Kemp 1976: 227]。しかし地域によってはそれほど厳密な交換量の均等化が追求されず、あくまで原則として理解されているところもある。

タイプB：交換量の均等化が初めから期待されていないタイプで、その中には地元の有力者が一方的に住民から労働を徴収する場合 (B1) もあるが、多くは同じ社会階層に属する住民相互の扶助としておこなわれる (B2)⁽¹⁾。さらにこのB2の中に、ごく親しい親族、友人が少人数で数日にわたり援助をおこなうようなタイプ (B2a) と、より広い範囲の人々が集まって、手伝うようなタイプ (B2b) とがある。

これらの労働交換がどの程度おこなわれているかに関する統計はない。そ

表3-1 調査農村における伝統的労働交換の状況

県	タンボンないし行政村	等量交換(A型のもの)		非等量交換(B型のもの)		調査地 番号
		呼称 ¹⁾	等量化 ²⁾ 厳密=○ 非厳密=×	等量化 ²⁾ 厳密=○ 非厳密=×	等量化 ²⁾ 厳密=○ 非厳密=×	
中部						
ペッブリー	Don Khwang Don Khu (Nok)	ao raeng ao raeng ra dok	○ ○ ×	○ ○	kho raeng kho raeng	× LC1 LC2
アユタヤ	Rong Chao Talin Chan Tha Chang	long khaek ao raeng long khaek	×	○	kho raeng long khaek kho raeng	× LC4 LC5 LC6
アントン	Bang Chao Cha Muang Tia Huai Khan Laen Op Thom Bang Sadet Rong Chang	ao raeng ao raeng long khaek ao raeng ao raeng	○ ×	○	long khaek kho raeng kho raeng	× LC7 LC8 定着調査 LC11 LC12 LC13 UC2 UC4 UC7 UC11 UC12
チャイナート	Bo Yai Som Kut Chok	ao raeng ao raeng	×	○	kho raeng	× UC4 UC16
ナコンサワン	Na Klang Khrong Khian Udom Phatthana	ao raeng ao raeng, long khaek ao raeng	×	○ ×	long khaek kho raeng	UC17 UC18 UC19
ピサヌローク	Phlai Chunphon Dong Phluang Nong Phra Sri Charoen Tha Ngam Bang Kaeo Mai	ao raeng, chai raeng ao raeng ao raeng ao raeng ao raeng long khaek ao raeng ao raeng, long khaek	○ ○ ○ ○ ○ ×	○ ○ ○ ×	kho raeng kho raeng kho raeng	× UC20 UC21 UC22 UC23 UC25 UC28 UC29 UC30
スコータイ	Thung Luang Nong Chik Tin Noen Nong Pin Kai Huai Kontha Thang Daeng	ao raeng, long khaek ao raeng ao raeng, long khaek ao raeng ao raeng	×	○ ○ ○ ○	long khaek kho raeng kho raeng	× UC24 UC26 UC27 UC28 UC29 UC30
ガンベンペット						
ペッチャブン						
東北部						
コンケン	Thon Phon Sawan Non Muang Na Nam Chum Sa Kon Nathon	laek plien, ao raeng laek raeng ngan	×	○ ×	long khaek long khaek long khaek long khaek na wan long khaek	定着調査 NE23 NE26 NE28 NE31
カラシントロイエット	Chan Nong Phalap Muang Noi Pla Khun Ko Kaeo Non Sung Don Samran				na wan long khaek long khaek long khaek long khaek long khaek long khaek	× NE32 NE38 NE39 NE41 NE42 NE43 NE46
北部						
チエンマイ	Wang Nam Yat Mai Saraphi Tha Ma Oh Pa Toeng Pong Pa Sak Noi San Sai Tha Kham Laem Phueng Mae Net	ao raeng ao wan ao wan long khaek ao mue ao mue ao mue ao mue ao mue	×	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	kho raeng	× N1 N2 N3 N5 N6 N7 N8 定着調査 N15

(注) 1) 呼称の後の×は、その労働交換がすでにおこなわれなくなったか、ほとんどおこなわれなくなつたことを示す。

2) 交換量が「厳密」とは、交換量の不均等等が起きたときに、雇用労働力を送ったり、現金を支払うなどしてあくまで交換価値の均等化を図るもの。「非厳密」とは、不均等があつてもかまわないと、回答のあつたケース。無記入は不明のケース。

(出所) 筆者調査(1989~94年)。

ここで筆者の調査地で、どのような類型の労働交換があり、それぞれ何と呼ばれているのかを示してみた(表3-1)。表のデータは、1989年から92年の間に集落やタンポンのリーダー層から聞き取ったものである。したがってそれぞれの村周辺で一般的にみられる形態のみしか把握できていないであろう。また調査時点ではすでにおこなわれなくなった労働交換については、呼称の後に×印をつけて示しておいた。B2a型については聞き取りができていないため、表には含まれていない⁽²⁾。南タイについては、二者間協同による労働交換を一般にオークパーク (ok pak) と呼ぶことはわかっているものの、これがどのタイプに属すのか不明のため、表に含めなかつた。このようなデータの限界はあるものの、さまざまな農村での比較をしてみると、地方ごとの大まかな傾向はみてとれるように思う。

まず地方によるA, B型各々の分布状況と呼称をみよう。東北部ではA型はあまりみられず、B型が現在でもかなり維持されている。多くはロンケーク (long khaek) と呼ばれるが、ナーワン (na wan) と呼ぶところもあるようだ。北部では逆にA型が一般的であるが、これらはアオレーン (ao raeng), アオムー (ao mue), アオワン (ao wan) などと呼ばれる。中部タイでは、A型のものはアオレーンないしロンケーク、B型のものはコーレーン (kho raeng) ないしロンケークである。ロンケークという呼称が、場所によりA型のものを指したり、B型になっていたり、しかも同じ郡内でそのような違いが出ているところもある(アユタヤ県など)。しかし、A型のものをコーレーン (kho raeng) と呼んだり、逆にB型のものをアオレーンと呼んだりする例はなかった。またこの地方では、労働交換が消失したところも目立つ。カウフマンが中下部の調査村において指摘したような、地元有力者が一方的に労働力を徴収する形のもの(B1型)は、筆者の調査では中部と北部の数カ所で確認できた [Kaufman 1977: 65]⁽³⁾。

次に交換労働力の均等化の厳密性についてみよう。2世帯間で交換した労働量が1シーズンのうちで均衡しなかった場合、他人を雇ったり現金決裁するなどしてあくまで均等化を図ろうとするもの(均等化「厳密」)は、中部タイ

で多くみられるようだ。北部でも、等量交換が原則であるが多少の交換量の不均衡は大目にみられるケースが多い。逆に東北では、そもそも等量交換を原則とする労働交換が一般的ではない。

以上を整理すると、東北タイでは1シーズン中の交換量の均衡化をそもそも期待していないタイプが多く、一方中部、北部では等量交換を原則とする労働交換がもっぱらおこなわれてきた。このうち中部では現在、労働交換という協同自体が消失しつつある。

(2) 東北タイにおける労働交換——トン村の事例——

中部や北部に比べて、東北タイにおける労働交換の実態についてはあまり紹介されたものがない⁽⁴⁾。恐らくは、労働交換の返済が意識されないといったことから、非継続的な、あるいは日常的な援助と理解され、その制度に関心が払われなかつたのであろう。しかし、交換量の相殺が長期の関係の中でなされる、というのが「組織」のメルクマールとすれば、東北タイの労働交換はまさにその条件を満たしている。そこで以下では、トン村における労働交換の実態を示しておきたい。

① 種類と頻度

トン村における労働交換には、ロンケーク、アオレーン、ソーイカン・スースー (soi kan sue sue, 以下ソーイカンと略) という三つの種類がある。これらは必ずしも村人によって明確に区分されて認識されているわけではないが、おおむね次のような違いがあるとされる。ロンケークとは、相当の人数の親戚、友人が作業の最終日に手伝いに来るもので、たいてい午後の早い時間には作業を終わらせ、あとはホストが用意した食事と酒で歓談するというものである⁽⁵⁾。ソーイカンは、ごく親しい親族あるいは友人が、必要に応じて作業の手伝いにくるもので、人数は少ないが数日にわたって手助けが得られる。これらの二つの労働交換は前述のB型に分類でき、受けた労働へのお返しは初めから前提にされていない。これに対してアオレーンの方は、「受けたら返す」というルールが認識されてはいるが、実際には中部や北部ほど交換量の

均等化は追求されない。アオレーンではソーアイカンと同じく複数日にわたって労働力を交換することもあるが、交換する相手との関係は、ソーアイカンよりも広く、むしろロンケークに近い。

トン村で1989年3月におこなったトン村の全戸調査において、筆者は88年作期での労働交換の存在状況についても尋ねる項目を設けておいた。ところがこの88年の稻作は、旱魃のため作付けすらできなかつた農家が極めて多く、得られた数字は正常年の労働交換の存在量を示すものとはいえない。そこで平年並みの収穫が得られた89年の状況を知るために、翌年の90年3月にこの村を再訪して再度調査をおこなつた（有効回答数291戸）。

この1990年3月の調査では、上記の三つのいずれかの形で他の世帯の労働力を得たという世帯の数は146世帯あった。つまり調査した291世帯のうちの半数が、このような労働交換の恩恵を受けていたことになる。ソーアイカンの

表3-2 トン村における協同的労働交換の存在状況（1989年作期）

	ロンケーク	アオレーン	ソーアイカン
労働交換を受けた世帯数	38	39	80
人数規模別にみた労働交換回数			
1～4人	7	27	105
5～9人	21	17	11
10人以上	22	11	0
合計	50	55	116
作業別にみた労働交換回数			
稻作 耕起	0	0	3
田植え	13	30	50
収穫	16	14	40
脱穀	15	0	4
大豆作	5	11	14
キャッサバ作	1	0	2
その他	0	0	2
合計	50	55	115

(出所) 筆者調査。

ように親しい人々の援助は記憶されていないような場合もあるから、実際にはもっと多くの農家が協同の恩恵を受けているだろう。三つの形態別に量的な存在状況をみると、表3-2に示すように、ソーアイカンが他の形態に比べて戸数、回数とも約2倍の頻度で起きていることがわかる。また参加者の人数でみるとソーアイカンは他の2形態よりも規模が小さい。ソーアイカンが近親間での日常的な相互扶助の一部としてなされる性格上、これは当然といえよう。農作業別にみると、3形態とも稲作に用いられることが圧倒的に多い。脱穀にロンケークが多く用いられるのは、次のような脱穀作業の特色を反映したものであろう。すなわち脱穀作業は1ヵ所でおこなわれ、全員が同じ作業ペースで労働する（作業の詳しい手順については後述）。しかも作業のテンポが速いので、活気ある雰囲気での作業となる。これらのために労働管理が容易で、かつ多くの人間が集まって楽しくおこなうに向いた作業といえよう。また大豆作など商品作物の場合、一方的な労働移動となるロンケークでは頼みにくいのか、もっぱらアオレーンか、もしくは交換量の不均等が許容されやすい近親間のソーアイカンが使われる。また耕起に用いられているのはソーアイカンのみであるが、これは作業に必要な人数が限られ、かつ数日にわたるためであろう。

② 社会関係と交換量の均等性

次に労働交換をおこなう世帯の社会関係と交換量の均等性についてみておこう。これについては1988年に労働交換をおこなった世帯すべてをインタビューしたので、それに基づいて考察したい。表3-3では類型の違いを無視して、労働交換世帯の統柄と交換量の関係を示している。親子、キョウダイという近親世帯間では相対的に多くの労働力の授受があり、また交換量の不均等性も大きい。逆に、友人・近隣という関係では、受け取る労働力も1人日強であり均等性も高い。これは前述の類型ごとの特色を反映した結果である。すなわち、友人・近隣との労働交換では、ロンケークの形で依頼するために1人日の労働力授受が多くなるのに対し、複数日数の援助を依頼する場合にはどうしても近親間のソーアイカンになるのである。

表3-3 トン村農家の続柄別にみた交換労働量
(1988年の農作業における労働交換)

続柄	ケース数 ¹⁾	世帯当たり受取り労働量 ²⁾ (人日)	授受の差引の絶対値 (世帯当たり人日)
親子・キョウダイ	20	17.2	12.0
その他の親戚	10	6.7	3.7
友人・近隣	27	1.5	0.7

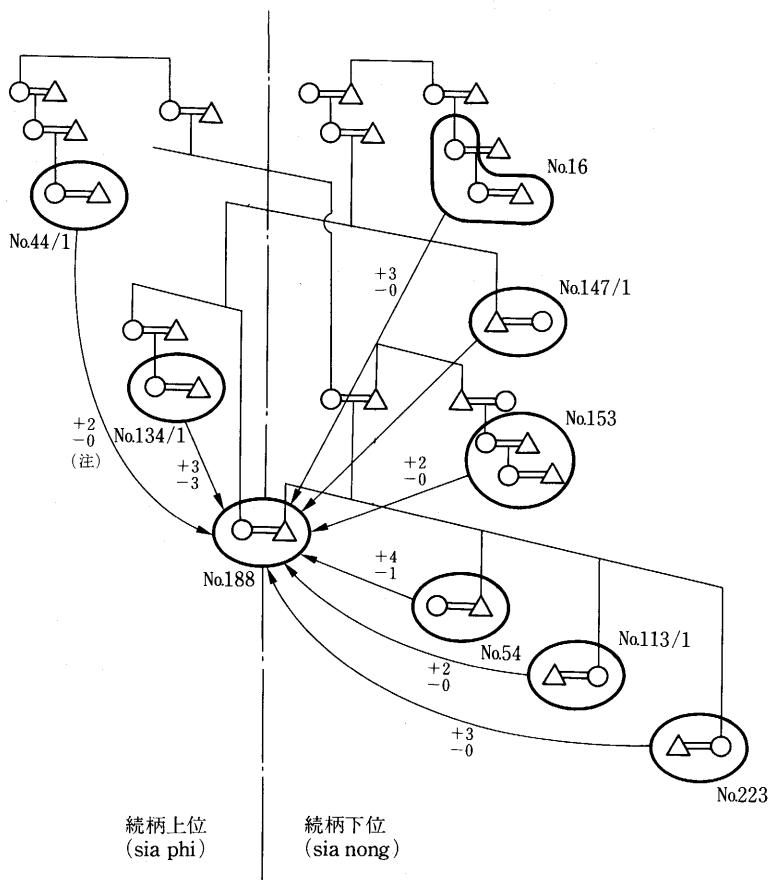
(注) 1) 交換労働量が明らかなもののみ。
2) 1世帯が別の1世帯から受け取った労働量。

(出所) 筆者調査。

ところでとくにソーカンで顕著にみられる授受量の不均等は、親族間の社会関係を反映したものだろうか。東北タイ農村においては、親族関係にある世帯間に、社会関係上の上下意識が存在している。すなわち親子であれば親の世帯が、キョウダイであれば年長の者の世帯が上位に位置すると認識される。さらに興味深い点は、住民の間にはこのような直接の血縁関係にない親族の間にも、親族関係上の上下関係が認識されていることである。すなわち、親のキョウダイのうち年長のものとその子供たちの系譜は、親族上の上位 (sia phi) に位置し、逆に親の年下のキョウダイの系譜は下位 (sia nong) に位置すると認識される。これは親族呼称にも反映されて、自分の親の兄姉の子供に対しては親の兄姉を呼ぶ場合と同じ呼称 (lung, paa) が使われる。同様に親の弟妹の子供らに対しては親の年下のキョウダイを指すaa, naaが使われる⁽⁶⁾。

このように親子、キョウダイ関係以外の親族についても、親族関係上の上下意識があり、それが労働交換にも反映することがあるようだ。例えば世帯No. 188は1988年、89年と、図3-1に示したような親族と労働交換をおこなったが、親族関係上の地位が低い世帯からは、ほぼ受取り超過になっている。No. 153やNo. 223などは、これまで一度もNo. 188から労働提供を受けたことがないという。このような不均衡が続いている理由を聞くと、「自分たちはsia nongであるから」と答えた者があった。

図3-1 世帯No188を中心とする親族間の労働交換状況（1988, 89年）
 (+はNo188の受取り, -は提供を示す。+,-に続く数字は労働人日)



(注) No.44/1はNo.188に2人目手伝いを行ったが、作業はすでに終了していたので食事のみして帰った。逆にNo.188はNo.44/1の家屋建設（修繕か？）を手伝った（労働人日不明）。

(出所) 筆者調査。

そこで1990年の調査において、ソーカンで労働提供を受けた世帯について、提供者との続柄を聞く項目を入れておいた。それを集計したのが表3-4である。これをみると、親子、キョウダイについては、明らかに地位(年齢)の下の者から上の者へ労働力が多く移動する傾向がみてとれる。しかしそれ以外の親族になると、むしろ地位の上位者からの受取りの方が多いぐらいであった。

この調査結果からすると、親族関係上の上下が労働交換に反映するのは、せいぜいキョウダイまでということになろう。すると先のNo. 188の事例は例外であったのだろうか。あるいは、このような上下関係を比較的強く意識する親族のグループがあるとみるべきなのか。現在のところ、筆者には判断する材料がない。

③ 関係の固定性

トン村の労働交換関係がどの程度持続的なものかを量的に示すデータは得

表3-4 トン村でのソーカンにおいて労働力を提供した者の続柄別にみた、労働力提供者数と提供量

労 働 力 提 供 者	人 数	人 日	平均日数
親族関係にあるもの	150	641	4.3
下位の者	103	410	4.0
子、孫	38	205	5.4
年下のキョウダイ	45	145	3.2
その他	20	60	3.0
上位の者	38	196	5.2
親、祖父母	3	13	4.3
年上のキョウダイ	10	39	3.9
その他	25	144	5.8
上下関係不明の者	9	35	3.9
友人、隣人	39	130	3.3
関係不明	20	67	3.4
合 計	209	838	4.0

(注) 1989年4月より90年3月までにおこなった農作業についてみたもの。

(出所) 筆者調査。

られていない。しかし一般に、極めて親しい人々でおこなわれるソーカンが継続的で、メンバーも固定的になることは容易に想像できる。実際、10年もの長きにわたって交換を続けているという世帯すらあった。これに対してアオレンやロンケークのように、参加人数の多いものでは、継続性の低いケースも含まれるであろう。長期にわたっての労働交換関係をたどったデータを得ていないので、ここでは1988年と89年の2年間について、交換相手の変化をアオレンないしロンケークの2事例からみるにとどめる。

1988年のアオレンないしロンケークで参加人数の大きかったのは、先のNo. 188と、もう一つNo. 134/1がおこなったものである。まずNo. 188でみると、88年の田植えでアオレンをおこない、7戸から労働提供を受けた。89年には8戸が田植えないし脱穀に来たが、そのうち88年のアオレンに参加した者は4人であった。

No. 134/1の場合、1988年の田植えでロンケークをおこない、11世帯から労働力を受けた。同じ年の稻刈りのロンケークでは13人が来たが、このうち7人は田植えの際にも来た世帯の者であった。89年の田植えでもロンケークをおこない11人が来たが、このうち88年の田植えないし稻刈りにも来た世帯からの人は、6人であった。89年の稻刈りでは23世帯から援助を受けたが、そのうち88~89になされたロンケークのいずれかに来たことのある世帯は、8世帯であった。

このように2年間についてみると、ロンケークないしアオレンに集まった世帯の3分の1から半分ほどが、複数回の労働交換に参加している。要するにある世帯が労働交換を期待できる世帯の範囲は、固定的でもなければまったく無制限でもない⁽⁷⁾。まさにこのような中間的な性格こそが二者間協同という組織の特色である。

④ ロンケークの実際

最後に、トン村においてロンケークが実際どのようにして組織されるのかを、筆者の経験から叙述しておく。トン村ではロンケークを頼むときには、前もって先方の家に行き、できれば夕方、世帯主のいるところで労働力の提

供依頼をする⁽⁸⁾。これは依頼された方でも自家の農作業のための労働力分配と段取りが必要になるからである。例えば2世帯の子供どうしが友人で、労働力の援助を頼みやすい関係にあっても、以上のような手続きを省くと、ある日急に子供が他の世帯のロンケークに行ってしまい、自家の作業に支障をきたすことになるかもしれない。またある古老によれば、家にも来ないで頼むようなことは大変失礼なことであるという。

ロンケークを承諾すると、当日の朝それぞれが自分の道具を持って依頼者の圃場に集まる。筆者は脱穀作業のロンケークに参加したことがあるが、そこでは次のように作業が進んだ。脱穀作業は牛糞を塗り乾燥させた床を圃場に作り、そこに稻の束を打ちつけることでおこなわれる。稻はあらかじめ適量で束ねてあり、それを2本の50センチメートルほどの長さの棒の間につないだ紐ではさみ、棒を振り下ろして穂の部分を床に打ちつけるのである。3回ほど打ちつければほとんどの穂は穂から離れるので、次々に稻を束ねては打ちつける作業が続く。この稻打ち作業はほぼ男子の仕事である。作業者は稻の山を背にして、一列に並び、自分の前の床に向かって稻打ちをする(写真3-1)。そのため自然と他の作業者と競争で稻を打ちつけるようになってしまう。脱穀された穂を床の上でかき集め、また脱穀作業の合間にゴミなどを団扇で扇いで飛ばすのは、もっぱら女子の作業となる。なお稻束や床の準

写真3-1
脱穀のロンケーク



(1989年撮影)

備は、すべて依頼者がおこなっておく。また単純作業であるから、労働組織は単純で、依頼者が作業を指揮するといった労働管理もとくに必要がない。作業の手順は参加者すべてが熟知しているから、和気合いあいと進んでいく。

午前中一度長い休憩が入り、依頼者の世帯が用意したタムマクファン(中部タイ語でいうソムタム＝パパイヤ・サラダ)が出された。本当にパパイヤだけを唐辛子とナムラー(魚醤)、ラー・ダーク(中部タイ語でいうラーラー＝発酵魚)などの調味料で味付けしただけのもので、辛いものには慣れていた筆者でも飛び上がる辛さであった。この後さらに作業が続き、用意した稲束は2時過ぎにはすべて脱穀された。そしていよいよ宴会が始まる。メニューは鶏の煮込みとコメ焼酎(度数が40度なので「シーシップ」(40の意)と呼んでいる)。食事や酒が少ないと陰口をたたかれるので、ロンケークにどの程度のもてなしをするかは人々の暗黙の了解があるようだ。ロンケークで出される食事代は、10人作業者が来たとして鶏2羽(120バーツ)、酒2本(72バーツ)の合計192バーツがほぼ標準である。他の経費を無視すると1人当たり19バーツ強になる。これに対して、雇用した場合には、作業を夕刻まで続けることができるから、必要な人員がそれだけ少なくなろう。しかし農業日雇い賃金が35バーツのときであったから、ロンケークの方が若干コストを節約できたと思われる。

(3) 労働交換の組織原理

ここでまとめとして、労働交換という協同が取引制度としてどのような特色をもつのか考えてみたい。すでにみたように、労働交換の中には、交換する労働量を厳密に均等化するものがあった。すなわち何らかの事情で、1シーズン中に受け取った労働量と同じだけの家族労働力を相手の世帯に提供することができなかつたとき、賃労働者を雇用したり現金を支払うなどして、その差を埋め合わせる慣行がみられた。ハーシュによると中上部ウタイタニ県の調査村では、市場経済の浸透によって1980年代には交換量の均等化が厳密になされるようになり、受け取った労働に対して同じ作業で同量を返済する

ようになったという [Hirsch 1990: 153]。このようになると、交換労働はせいぜい1～2カ月の間に相殺されるから、労働を受け取った際にその対価を支払う労働力の市場的取引（すなわち雇用）と近似してきている。また雇用労働者を送ったり現金を払ったりすることは、得られた労働力に賃金を払うことと同じように思える。こうして労働交換と市場的取引は、交換量の均衡が短期のうちになされるという点で、経済行為としての違いはほとんどなくなる。しかしそれでも、他の経済単位が所有する労働力を引き出すための論理という点では、交換労働と雇用とでは決定的な違いがある。

それは、他の農家の労働力をとりあえずは無償で引き出すことを可能とする要素の違いにある。トン村の例で述べたように、ロンケークやアオレーンのように多くの世帯との労働交換がおこなわれる場合でも、毎年の交換相手はそれほど大きく変化しないのが普通であった。ソーカンのように少人数が何日も助けあうようなタイプでは、交換相手がごく親しい者に限られるから、いっそうメンバーは固定的になる。このように資源の交換相手が一定程度限定されるのは、他者の労働力を引き出す力が、他者との良好な人間関係にあるからである。労働交換は少なくとも名目的には、相手への援助を目的としてなされるのであった。

これに対して雇用の場合には、労働力の提供はあくまで賃金という対価を目的としたものであり、私経済的利益こそが交換の原動力となる。もちろんそこに人間関係がまったく関係しないというのではないが（嫌いな人には雇われたくないなど）、人間関係が交換の主たる原動力ではない。

このように労働交換は人間関係のうえに成立するので、東北タイの農民は、「賃労働に来てくれ」といわれた場合は断れるが、ロンケークに来てくれといわれた場合には断りにくい」と感じるのである⁽⁹⁾。なぜならば賃労働契約を断ることは、単に経済機会を拒否することでしかないが、労働交換を拒否することは、人間関係にも影響を及ぼしかねないからである。また「かつては労賃支払いを節約するために労働交換をおこなっていたが、最近（1989年頃）では、賃労働者を確保するのが困難になったので、むしろアオレーンを用い

ている」⁽¹⁰⁾とか、「あとで労働力を十分得られるように、先になるべく多くの家に援助に行っておく」⁽¹¹⁾というように、人間関係に基づく拘束力を利用したところもある。

このような人間関係は、あくまでも個人的なものであり、交換をおこなう二者間にのみ固有のものである。言い方を変えれば、この労働交換は集団的・社会関係に依拠していない [Kamol 1955: 256]。この点、日本の「ユイ」のようにグループとしての労働交換があらかじめ合意されているものとは異なっている。日本でいう「手間がわり」に近いのが、タイの労働交換といえよう [竹内1990: 313-315]。

また労働交換を可能にする人間関係は、短期に形成されるものではなく、当然長期の人間的交流が前提となる。だから、もしこのような取引を維持しようと思えば、人々は日頃からこの社会関係を維持、増進しなければならない。人々の結合が人間関係に依拠しているために、ちょっとした感情的摩擦が人間関係を危うくし、組織的取引関係の崩壊に導くかもしれないからである。二者間関係の維持・増進は、日常の付き合いや冠婚葬祭など人々の生活のさまざまな折になされるが、労働交換の慣行自体の中にも、そのための工夫を見ることができる。例えば北部タイでは、労働提供を依頼するという手続きをふまずに労働交換がなされる慣習があるが、これは「断る」という行為が発生しないようにする工夫であろう [Potter 1976: 44]。あるいは中上部にあるケンプの調査地のように、たまたま通りかかった人にも労働提供の依頼をするが、実際に来なくても気にしないというところもある [Kemp 1976: 228]。ロンケークでの宴会は、まさに人間関係を増進するための工夫そのものである。東北タイではロンケークを“お祭り気分”で終えるためにも、作業の最終日に早めに終了するようにアレンジされている。こうして労働交換の繰り返し自体が良好な人間関係の蓄積を生む。

以上のように二者間の長期的な結合、交換の繰り返しに基づいて形成される人間関係によって交換が引き起こされるという点で、タイの労働交換は組織的取引の一つとみることができる。そこでは二者間関係という社会関係に

ともなう規範が、私有資源の組織的取引を可能にしている。

(4) 労働交換の消失

労働交換の地方分布のところでみたように、伝統的な労働交換の慣行が消失したところが、とくに中部タイで多くみられた。ほかの地方でも、全般的な傾向として交換の頻度や規模が縮小している。この理由としては次の二つが重要である。

一つは、労働交換を必要とした交換の可能な世帯が、層として薄くなっているということである。まず土地に対する人口の増加と市場経済の浸透で、経営農地をまったくもたないか、わずかしかもたない層が現れた。このような階層では、家族労働力が農地に対して過剰であり、またそれを販売しなくては世帯としての再生産が不可能である。こうして農村内に賃労働の供給プールが現れた。中下部のバンチャンなどでは、すでに1940年代にこのような賃労働者層が存在していた。

また、乾期稻作や乾期の商品作物の導入といった農法変化により、雨期稻作の作業適期が短くなり、労働交換による労働力確保を気長に待ていられなくなったことがある [田坂1991: 215-216] [Cohen 1981: 143] [Hirsch 1990: 156-7] [Ananya 1984: 235]。このような農法の変化によって労働交換が賃労働に置き換えられるためには、前述のような賃労働の供給プールがあることが前提となる。

さらに技術変化によって労働交換の必要性自体が減少した。例えば脱穀過程の機械化が1970年代に進んだことにより、この作業での労働交換がなくなるか、縮小した。また直播法が普及すると、作付け作業での労働交換が消失した。

二つめの理由は、人々の機会費用意識の高まりである。労働交換を必要とする層が薄くなってしまっても、その層の中では労働交換の可能性は残るはずである。しかし東北タイのように、自作農が大部分を占める地方ですら、自作農どうしの労働交換が減少している。これは農村労働市場の展開により、労働提供

に対する費用意識が高まったためである⁽¹²⁾。トン村の場合、稻作での賃労働雇用は1970年代に一般化したが、これはその頃普及したキャッサバ栽培で賃労働が多く使われたことを契機としていた[重富1995b: 184]。同時に現金需要も高まっていたから、労働提供によって現金を確保する必要が、自作農の中にも強まっていったのだった。こうして良好な人間関係によって無償の労働力を調達できる人の範囲は、狭まっていた。

これらの理由から、伝統的な二者間協同としての労働交換は、その規模を縮小し頻度を下げていった。また残ったものも交換量の均等化を厳密にしたり、雇用確保の代替手段と化すなど、もともとの互助的性格を弱めつつある。しかしそのことは、農家の再生産にとって労働交換の必要性がなくなっていることを、必ずしも意味しない。例えば労賃コストの上昇や、あるいは雇用での労働力の確保が困難といった状況は、タイの農家が現在においても直面している問題である。このような客観的必要性がありながら、一方で伝統的な二者間協同を組織しにくい状況があるとき、人々は協同組織のあり方を変革するであろう。これについては次節で詳しく論じることにしたい。

2. その他の二者間協同

労働力の面以外でも、タイ農村の人々はさまざまな形で相互の助け合いをおこなってきた。農家経済の再生産を確保するうえで労働力と並んで重要なのは、資金面での相互扶助であるが、これには大きな儀式の際の扶助と隨時必要となる資金援助がある。タイ農村の人々は人生の重要な節目(出家、結婚、死亡など)の際に大きな儀式をおこなうが、それには相当の出費があり、儀式のホストとなる個人や世帯(だいたいは家族や近親の親族がなる)が負担しきれない場合が多い。とりわけ葬儀には、1930年頃のデータでみて年間の現金所得の10~25%に相当する額が必要であった⁽¹³⁾。このような儀式を農家の経済的再生産を危うくせすにおこなうために、人々は互いに何らかの金銭や物品の寄付をしあう。その場合の寄付は、それぞれの寄付者が自分の経済力、

相手の状況、相手と自分との過去の関係(相手が過去にしてくれた寄付の程度を含む)などを考慮して額や量を決定し、儀式を執りおこなう家に持ち寄るのである。儀式自体には、一定の習俗があり、儀式の中のどの場面で寄付をおこなうかは決まっているけれども、どの程度の援助をするかは、寄付者と儀式の主催者との個別的関係に規定されるといってよかろう。この寄付行為においても、人々は儀式のある家に集まっているが、そこに集団的な義務意識のようなものはない。この意味で、前項で述べた労働交換と同様の論理で協同が形成されているといえよう。

儀式といった特別な機会での援助のほかにも、資金の不足が生じたとき、親戚などの援助を仰ぐということはしばしばおこなわれてきた。アンドリュースの調査によると、1933年当時、親族からの借入金が農家の借入金全体に占める比率は、東北部73%，南部84%，北部20%，中部48%であった[Andrews 1935: 308]。親族以外からの借金でも、友人や近隣からのものが多くかったという[ibid: 307]。このような資金供与は、お互いの信頼関係に基づいてなされたのであり、当然契約書のようなものはない。また中部以外では利子もないか、極めて低い場合が多かった[ibid: 307-308]。ここでも、このような相互扶助は、貸し手と借り手の良好な個別的人間関係によって成立したのである。伝統的タイ農村においては日本や韓国で早くから形成された互助金融組織(日本では頼母子講や無尽などの講、韓国では契)が、ほとんど存在しなかった。

農業生産あるいは日常生活の中で必要となる資金量が増えてくると、農村における資金市場が拡大していく。親族・友人といった社会関係を通じて借入するのみでは不十分となり、市場的に資金を供給する経済主体(金貸し、商人)へアクセスせざるをえなくなる。このような市場で得られる資金の利子は極めて高い。のみならず、親族・友人からの利子率も上昇していった。表3-5は、親族および商人からの借入金額が非制度金融による借入金に占める割合をしたものである。これによると親族からの借入金は、次第にその比率を下げできている。一方商人からの借入額の比率は、地方により違いがあるも

表3-5 非制度金融による負債に占める親族および商人からの負債比率
(%)

年次 ¹⁾	1952/53 ²⁾	1962	1978/79	1988/89
親族からの借入金				
東北部	82.0	65.6	53.2	37.9
中下部	49.6	23.3	36.0	17.3
北部+中上部	n.a.	52.1	23.7	5.6
南部	59.0	49.8	41.0	67.4
全国	51.7	33.7	35.2	17.1
商人からの借入金				
東北部	17.0	20.9	22.4	42.6
中下部	47.0	37.2	35.0	43.6
北部+中上部	n.a.	24.4	52.2	32.5
南部	38.2	30.4	6.1	4.4
全国	45.3	32.1	36.8	35.6

(注) 1) 1952/53, 78/79, 88/89の各年は、4月から翌年3月までにおこなった借金について。
1962年は調査時点(1962~63年)での借入金すべてについて。

2) 1952/53年の「中部」は東部地方を除いたもの。「南部」は南部上部と南部下部の加重平均。

(出所) 1952/53年； [Thailand, OUSS 1955: 112-115]。

1962年； [Pantum, Virach, Long 1965: 37]。

1978/79年； [Thailand, OAE 1980: 21]。

1988/89年； [Thailand, OAE 1991: 41]。

のの、南部を除いて増加を示すか、少なくともそれほど比率を落としていない。また利子率をみると(表3-6)，親族からの借入金利子は依然として商人からのものよりも低位であるが、上昇傾向にあることがわかる。

一方国家が供給する制度金融は、農業および農業協同組合銀行による融資(BAACローン)を中心に整備されつつあるものの、比較的少額の短期的な資金需要に対しては、十分答えることができないのが現状である。このように、インフォーマルな金融への需要がありながら、それに対して二者間協同に基づく資金調達では対応できなくなってきてている。以上のような状況のもとで、1970年代に入ると、政府やNGOの働きかけにより、住民は新たな形の相互金融組織を形成運営するようになった。これについては次節で詳しく論じたい。

表3-6 親族および商人からの借入金の利子率（年利）

（%）

年次	1952/53	1962	1978/79	1988/89
親族からの借入金				
東北部	22.1	21.6	25.0	27.7
中下部	19.5	20.4	18.5	22.7
北部＋中上部	n.a.	31.2	42.2	34.3
南部	5.5	13.2	16.6	42.8
全国	18.3	21.6	22.1	30.3
商人からの借入金				
東北部	n.a.	n.a.	73.7	55.1
中下部	n.a.	n.a.	33.7	39.8
北部＋中上部	n.a.	n.a.	68.9	59.5
南部	n.a.	n.a.	49.2	10.0
全国	n.a.	n.a.	48.1	46.8

(注) 表3-5の注参照。

(出所) 1952/53年：[Thailand, OUSS 1955: 112-115]。

1962年：[Pantum, Virach, Long 1965: 40]。

1978/79年：[Thailand, OAE 1980: 24]。

1988/89年：[Thailand, OAE 1991: 69]。

第2節 私有資源共同利用組織の形成と構造

1. 労働交換の新形態

(1) トン村での新たな試み

前節で述べたように、トン村では1970年代以降、雇用労働が労働交換を代替する傾向が現れた。この村の場合、灌漑田があり乾期作として大豆が導入されているから、作業適期の短縮によって労働交換が難しくなった農家もあるが、それは一部にすぎない。またほとんどの農家は経営耕地をもち、主に自家労働力で耕作している小農である。表3-7に示したように、この村の中規模層では、一方で農業賃労働を職業とする世帯員をもちながら、他方で雇

表3-7 トン村における年間経営面積階層別にみた世帯ごとの農業労働力の供給と受入れ状況
(単位:戸)

経営面積 階層(ライ)	調査時(1989年3月)の前1年間で 農業日雇いを職業としてあげた者のいる世帯 ¹⁾ =A 賃労働を雇用した世帯=B					合 計
	AかつB	Aかつ非B	非AかつB	非Aかつ非B		
経営地なし	0	3	1	5	9	
6未満	5	3	3	5	16	
6~9.9	5	10	16	8	39	
10~24.9	25	22	45	31	123	
25~39.9	16	6	24	17	63	
40~69.9	4	11	31	7	53	
70~139.9	0	0	4	1	5	
140~	0	0	1	0	1	
合 計	55	55	125	74	309	

(注) 1) 農業日雇いを主たる職業、ないし從なる職業にあげた者のいる世帯。

(出所) 1989年3月の全戸調査による。

用を入れている世帯(AかつB)がかなりある。このAについて、職業とはいえないまでも農業賃労働をおこなった世帯員がいる世帯をとれば、「AかつB」の世帯はさらに多くなったはずである。したがって階層分解だけでは、この村での労働交換の減少を説明できない。交換労働を減少させたインパクトとしてむしろ重要なのは、70年代のキャッサバ普及を契機に村内での労働市場が展開したことであろう。これによって人々の労働に対する機会費用意識が高まった。またキャッサバがもたらした現金収入の増大は、生活面でも現金経済の比重を高めた。こうして交換労働に代わって、現金収入の増大に即つながる賃労働が広まったのである。

しかし雇用の導入は、稲作の経営費を上昇させる。雇用労賃を稼ぎつつ、自家の経営においてコストを節約したいと考える農家が現れるのは当然であった。とりわけ1980年代半ばは、キャッサバ収入が伸び悩み米価も低迷するなどして、農業所得の伸びが停滞した[重富1995b: 186-188]。このような状況の中で、新しい形の労働交換を組織する者が現れた。すなわち1985年頃に、

8人の仲の良い男子がグループを作り、メンバーの家の田植えが完了するまで、順に手伝うこととしたのである。この8世帯の水田面積は、もっとも少ない者で4ライ、最大で10ライあり、交換量には当然多寡があった。ただし4ライの農家の田植えの際には早く終了したため、その親の田も植えてやるなど、授受量の均衡化にある程度努めたようである。また食事はホストが日常食（鶏の煮込みのような、特別なメニューでないもの）を用意するということも合意していた（ただし田植えの最終日には酒も出したという）。このグループは翌年リーダー格の人物が村を離れたため崩壊したが⁽¹⁴⁾、彼らはこれを「伝統的な相互扶助の復活」（当時の参加者の言葉）であると理解し、周囲の農家は新しい試みとして注目していた。

1987年になると、今度は近隣関係にある親戚、友人6戸が同様のグループを作ることに合意した。これはこのうちの4戸の主婦が、雇われて農作業をしていたときに、「自らの田植えは人を雇わずにやりたいものだ」と話し合ったのがきっかけになった。このグループの場合、灌漑田に限って労働交換をおこなっている（灌漑田は水利の融通がきくので作業日の調整がしやすい、というのがその理由である）。田植えの順番は、苗の育ち具合をみて、話し合いで決める。またホストが日常食を用意し、そのほかには菓子類を出すだけ、という了解があるという。1989年時点でもこのグループは労働交換を続けており、そこでの交換量を示すと、表3-8の(A)のようになる。やはりここでも、会員による労働の授受量に差がある。

このグループのメンバーを中心として、1990年になると大豆の植付けにも労働交換のグループが作られた。メンバーは8戸で、各家の作業の終了するまで手伝うことを原則としている。作付け規模の大きいNo. 114が飛び抜けて受取り超過になっているほかはそれほどの格差はみられないで、おそらく各農家が受取り量と提供量の均衡をある程度考慮して、労働力の提供をしているのであろう（表3-8の(B)）。

1990年には、これに新たなグループが加わった。やはり近隣関係にある8戸がこの年の稻刈りから始めたもので、このグループでは次のような合意の

表3-8 労働交換グループの一事例における労働交換量

(A) 1989年田植え

(単位：人日)

受け手 世帯番号	供給側世帯番号							受取り合計
	215	153	223	136	238/1	113/1	327	
215		2	4	2	4	2	2	16
153	2		2	2	0	2	0	8
223	4	0		2	1	2	1	10
136	2	1	4		0	4	0	11
238/1	5	1	6	1		1	2	16
113/1	2	1	0	2	1		0	6
327	0	0	0	0	0	0		0
供給合計	15	5	16	9	6	11	5	67
受取りー供給	1	3	-6	2	10	-5	-5	

(B) 1990年大豆植付け

(単位：人日)

受け手 世帯番号	供給側世帯番号								受取り合計
	114	113/1	223	115	113	1/1	153	136	
114		0	0	10	5	15	10	0	40
113/1 *	0		4	2	1	0	2	4	13
223 *	0	2		4	3	0	4	4	17
115	6	4	4		3	6	0	1	24
113	4	2	2	4		6	2	2	22
1/1	6	0	2	6	2		3	3	22
153 *	4	2	4	0	3	3		2	18
136 *	0	4	4	2	0	0	2		12
供給合計	20	14	20	28	17	30	23	16	168
受取りー供給	20	-1	-3	-4	5	-8	-5	-4	

* 1989年田植えにおいて労働交換グループのメンバーであった世帯。

(出所) 筆者調査。

もとで協同をおこなっている。各メンバー農家とも他のメンバー農家から1名ずつ2日間労働力を受ける。メンバーの世帯を1ラウンドしてもまだ作業の終了しない世帯がある場合には、もう1周する。それでも終了しないメンバーについては、グループとしての援助はしない。

このグループは1990年の刈取りに2周，91年の大豆植付けに2周，91年大豆刈取りに1周の労働交換をおこなった。このうち，灌漑田がなく，大豆を植えられないメンバーの労働に対しては労賃を支払った。また面積が少なく，1周で自家の作業が終わる世帯に対しては，2周目について労賃を支払うことを検討しているという。

これらのグループの形成動機は，一様に労賃支出の節約である。1980年代後半からのタイ経済の急速な成長で，トン村内の労賃も急速に上昇しこじめ，89年初めに1日35バーツであった農業労賃が，翌90年には40バーツになった(1993年60バーツ)。このため労賃支出に対する負担感が強まっていたようである。しかし，労働力の返済を前提としない伝統的なロンケークでは，労働力を確保しにくくなっていた。そこで労働力の相互移転を原則としたグループを，必要な労働力が得られる戸数でもって形成することにより，問題の解決を図ろうとしたものであろう。

トン村にみられる労働交換グループ形成の動きは，他の村についても報告されている。例えばサコンナコン県のブア村では，いくつかのルールを了解しあった農家のグループが労働交換をおこなっている [Thawatchai, Surat 1989: 54-55]。この村でも伝統的な必要に応じて農家が個別に協力しあう労働交換は，雇用に置き換えられていた。ところが他所の事例をみた村のリーダー層9人が，労働力不足を補いあう方法としてグループ形式の労働交換を始めたのであった。1989年12月の時点で，このグループには20人が参加し，稲刈りや池掘りなど30回の協同作業をこなしたという。また食事は各自持ち寄ること，1週間に2日を協同作業日として定めるなど，グループとしてのルールを作っている。北タイについては，ある村の同じ小区画に住む貧農20戸ほどが，労働交換で自分たちの農地の耕作をおこなうことに合意した例が報告されている [Anan 1989: 119]。筆者の訪問調査の中でも，中上部ピサヌローク県のNong Phra村〈UC18〉で，小グループによるローテーションの労働交換の発生を聞き取ることができた。しかしあくとも広範に，かつ早くから労働交換グループが作られたのは，南タイであろう。そこで次項では，南タイ

での労働交換組織の変化を紹介したい。

(2) 南タイの労働交換グループ

南タイにおける労働交換グループは、グルム・レーン・ンガーン(klum raeng ngan)あるいはグルム・シェー・レーン・ンガーン(klum shae raeng ngan)などと一般に呼ばれている(表3-9)。後者中の「シェー」は英語のshareから来た言葉であるが、タイの庶民は頼母子講の意味に用いており、いわば労働力の「講」という呼び方で労働交換グループを表現しているわけだ。その他ロン・ソー・カン(long so kan, 「助け合って働く」の意)やロン・パック・カン(long phak kan, 「徒党を組む」の意)といった、タイ固有語による表現もある⁽¹⁵⁾。

この方式には次のような特色がある。まず労働交換をおこなう人のメンバーのシップが明確に定められ、少なくとも全メンバーに労働力が行き渡るまでの間はメンバーが固定される。例えばAからEの5人でグループが作られたとして、Aの世帯の農作業にBからEの4人が行き、次にBの世帯の作業にAおよびC, D, Eの4人が行く。このようにしてEまでの作業が終わるまでグループは続く。この後また同じメンバーで作業を繰り返してもよいし、新たなメンバーでおこなってもよい。他者の作業に来ないなど合意事項を守らない者は、次のラウンドにはメンバーからはずされる。

第2に、交換される労働量はかなり厳密に等量化されるようにアレンジされ、集団としてのルールが定められている。作業に欠けた場合には労賃相当額の金を支払うというのが普通であり、また作業時間(1日の作業時間、休み時間、作業開始時間など)も合意されている。昼食も各自持ち寄るか各自の家に戻ってとる、という合意が作られている。

第3に、グループによっては講の機能を兼ねたものもある。すなわちメンバーが作業日に現金を出しあい、労働提供を受ける世帯に渡すのである。このようなグループは必ずしも多くはないようだが、タイの農村で自生的に発生した講としては、筆者の知るかぎり他に例がない。

表3-9 南部調査村における労働交換の状況

調査地名	主作物	呼称	始まり	それ以前	合意事項	作業欠勤	その他	調査地番号
Nam Khao	果樹, ゴム ngan	klum shae raeng	1981年	long khaek, ok pak	作業時間 開始時間 休憩時間	ok pakが減少しめたのは、労働交換量が均等にならない、 といふ苦情が出たため	講をするグループあり	S2
Nawa	ゴム, 果樹 long so kan	shae raeng ngan, long so kan	40年以上前から	ok pakと共存 (ok pakの方 多かった)	時間(午前午後, 3時間ずつ) 遇当たり回数	罰金	現在ok pakはあまりない がlong phak kanは増加。 講をするグループあり	S3
Khlong Pia	ゴム	long phak kan, long so	40年以上前から	op pakと共存				S4
Phrong Ngu	ゴム, 稲作 long wen	1967年頃から (天然ゴム導入後)	ok pak, ok khaek	時間(午前午後, 3時間ずつ) 昼食は各自の家 でとする				S5
Samrong Sami	稻作 long khaek	グループ型なし						S6
Sathon	ゴム, 果樹 phak	20年前(天然ゴム 導入と同時)	ok pak, wan				講をするグループあり	S7
Khiri Wong	果樹 klum raeng ngan	1980年頃から	ok pak			別の人を送る	1グループ(80名)のみ	S9
Pak Khlong Nua	稻作 労働交換 消滅	グループ型なし (かつても今も)	ok pak					S10
Wang Lung	ゴム, 果樹 klum raeng ngan	不明(1985年頃村 (現在ほとんどな くなつた) 再建時に再開)					ゴム園の再開墾時にklum を利用。開墾が済むとなく なつていった。	S11
Don Kha	ゴム, 果樹 この16年なし							S12
Na Kacha	稻作, 果樹 ゴム	グループ型なし (かつても今も)						S13
Mai Riang	果樹 労働交換 消滅							S14

(出所) 筆者調査(1995年)。

以上のような組織的特色をもつ南タイの労働交換グループは、いつ頃から、またどのような理由から作られたのであろうか。筆者の調査村でみると、この組織は天然ゴムや果樹といった市場向け作物の導入が契機となっている。例えば、Phrong Ngu村〈S5〉やSathon村〈S7〉では、今から20～30年前に天然ゴムの栽培が始まると同時に、この労働交換グループが作られるようになった。それ以前は、両村とも稻作を中心であり、オークパーク (ok pak) などと呼ばれる二者間協同による労働交換に依拠していたという。その他、Khiri Wong村（果樹が主）〈S9〉 [Phonphilai 1989b: 46]、Nam Khao区（ゴムと果樹）〈S2〉でも、労働交換グループの形成開始は1980年頃であるとされる。またNawa村〈S3〉とKhlong Pia区〈S4〉では、現在50歳代の村人にインタビューしたが、彼らが青年のときにはすでに労働交換グループは存在していたという。するとすでに40年以上前からこの慣行がおこなわれていたことになる。しかし当時は、二者間協同型のオークパークもあって、むしろその方が一般的であった。南タイの労働交換グループが最初に作られたのがいつ頃なのかは、現在のところ不明であるが、二者間協同型のものから次第にグループ型のものに移行していったということは確かであろう。この点はピタヤーらも同様の見解を示しており、二者間の労働交換が消失してくると、現在の状況に適合する形のものが代わりに登場したが、「そこでは参加者相互の取り決めが増えている」と述べている [Phithaya, Manun 1990: 98]。

天然ゴムや果樹作において労働交換グループが形成される理由の一つは、これらの作物の栽培管理では年間を通して作業があるということである。例えばKhiri Wong村の労働交換グループは、「草刈りグループ」という名称が付けられているとおり、果樹園の下草刈りを会員でローテーションしながらおこなうことを目的としている。

二つめの契機として考えられるのは、天然ゴム園の開墾作業である。例えばWang Lung村〈S11〉では、1985年頃からゴム園の復旧をしたときに、この労働交換グループを使ったという⁽¹⁶⁾。ゴム園の開墾には複数の男子労働力が必要であり、かつ住民のほとんどが開墾作業をおこなわねばならないために、

このようなグループが形成されたものと思われる。そのためこの村では、ゴム園が整備されると労働交換グループはほとんど作られなくなった。

三つめの契機として、雇用労働の請負グループがその内部で労働交換を始めたというものがある。筆者の調査村ではこのような事例はなかったが、別の調査によると、サトゥーン県のクアントーレン村（稻作、ゴム）では、農作業をグループとして請け負う者の中で労働交換が形成されたという。以前は、この村でも二者間で依頼しあうものが伝統的な労働交換のあり方であった [Seri 1988: 112]。

このように、南タイの労働交換グループは、市場向け作物の導入・普及を契機に、交換される労働量を均等化し、かつ交換を恒常化するためになされた工夫であった。例えば上記のNawa村では、オークパークが労働交換グループに代わられていったが、その理由は労働交換量の不均衡やホストが用意する食事の多寡で不満が出るようになったためという。逆に、自家消費向け生産を中心であり、また作業が特定の季節に集中する稻作地帯では、労働交換を恒常的に組織する必要が起きなかつたのであろう。筆者の調査村のうち稻作が中心の村では、グループ化した労働交換組織はみられなかつた。「グルム・シェー・レーン・ンガーン」という用語すら聞いたことがないというところもあった。そのような村では、二者間の労働交換であるオークパークのみがおこなわれていた。

現在オークパークの慣行は次第に消失する方向にあるようだ。それに比べ労働交換グループの方は、現在でもかなり組織されており、むしろ活発化しているというところもあった〈S4〉。

(3) まとめ

労働交換にみられる変化に共通するものは、二者間関係に依拠して形成される伝統的な労働交換に代わって、グループとしての協約に基づく労働交換が登場してきたということである。その変化は、商品作物の導入や賃労働の一般化を契機として起きている。南タイの天然ゴム、果樹地帯で早くからこ

の形態の労働交換が生まれたのは、市場向け農業生産のために恒常に經營外部労働力の利用を必要としたからにほかならない。日雇い労働市場の存在が、労働力を交換する人々に機会費用意識をもたせるため、交換量の均衡を図るためのルールも厳密なものとなっていました。

自給を主目的とした稻作が中心であり、賃労働機会も他の地方に比べて少ない東北部の場合には、労働交換のグループが形成されても、交換労働力を厳密に均衡化するような制度を作るには至っていない。むしろ各世帯の自主的な判断で授受量の調整をしている側面が大きいが、それでも労働交換の回数を限定したり、食事についての取り決めをするなど、グループとしてのルールは形成されつつある。もちろん参加者間の良好な人間関係やお互いに助けあう気持ちは不可欠のものであるが、そのような二者間の自由な互助精神の働くままにまかせていたのでは労働交換の形成が困難になった環境のもとで、人々がおこなった制度革新がこの労働交換グループといえよう。

2. 葬式組合の形成と組織原理

(1) 葬式組合とは何か

タイ農村の人々をとりまく経済的・社会的環境の変化は、労働交換における協同のみならず、生活面での資金的協同のあり方にも変化をもたらした。それが明瞭な形で現れてきたのは、葬儀における資金面での協同である。村人が葬儀の際の資金を確保するために、チャーパナキット(chapanakit)と呼ばれる組織（以下「葬式組合」と呼ぶ）を作るようになったのである。

この組織においては、会員の家で葬式がでると、他の会員が前もって定められた金額を寄付する。前節で述べたように、タイの農村では隣人や知人の世帯での葬式に際して、人々が各自で寄付をするのが習慣であった。現在でも葬式のある家に人々が集まって寄付を手渡す慣行は存在しているが、同時にこの組織が会員から強制的に寄付を集めて、喪主にまとまった現金を渡すようになったのである。いわば、二者間協同でおこなわれていたことを、集

団的におこなうようになったといえよう。トン村の葬式組合を例に説明すると、1991年時点の会員は280戸で、葬式がでると1戸当たり20バーツずつ徴収する。そこから集金をする役員への報酬を除いて、5000バーツほどが喪主に手渡される。ちなみにこの村での葬式費用は、簡素なものでも4000～5000バーツであった。

(2) 葬式組合の形成理由

このような組織がなぜ作られるようになったのであろうか。トン村では1975年に、当時の村長の呼びかけで葬式組合が作られた。それはこの頃から親戚の少ない世帯などが十分な香典を得られず、葬式の費用の工面に苦労することが多くなつたためという。70年代は、生産および生活の両面での現金経済の比重が急速に増した時期であったから、それにともなつて葬式の費用も上昇していったのではなかろうか。最初の会員は100戸ほどで、葬式当たり10バーツを徴収していた。トン村の葬式組合が嚆矢となって、このタンボンでは、91年までに1村を除き、村ごとに葬式組合が作られた。

二者間関係に基づいて集まる資源では、葬式の費用がまかなえなくなったという事情は、他の村でもほぼ共通していたようである。例えばシーポーントーン村とポーントーン村合同の葬式組合は、20年ほど前、まだこの2村が一つの行政村をなしていた頃に作られたものだが、当時葬式をだすのに貧困世帯が借金するような事態になったのがきっかけとなった。

現金以外の資源でも、自主的な寄付行為に依拠するのみでは十分集められなくなれば、組織として強制的に徴収するようになる。例えば、チェンマイ県サンガムペーン郡のPa Toeng村<N5>では、1957年に葬式組合が作られたが、そのときから現金と同時に一定量の白米を集めようになつた。その後20年ほどたって、新たに薪が徴収資源に加わった。91年の調査時点では、現金20バーツ、白米1リットルのほかに、直径12センチ長さ2メートル以上の薪を1本必ず持ち寄る決まりであった。もし薪を持って来れない場合には、代わりに10バーツを支払う。薪の徴収が強制されたようになったのは、その

頃から火葬に必要な薪が探しにくくなつたためであるという。またこの村では、葬式組合を作つてから、ムアット・タム・ソップ (muat tham sop)⁽¹⁷⁾ という近隣グループが作られて、葬式の手伝いをするようになった。そのいきさつは定かではないが、これも労働力(手伝い)を強制的に集める必要が生じるようになったためではないだろうか。実際ターカーム村にもこのようなムアットがあつて、葬式がでるとそのムアットの人々は交替で、数日続く通夜の同席 (fao sop) をおこなう。これは比較的最近の習慣であつて、かつて村の多くの人が自然と寄りあつて葬式がにぎやかであった頃には、このようなムアット単位での動員をする必要はなかつたといふ。

一方、チェンマイ県ハンドン郡のSan Sai村<N8>の場合では、1960年頃に葬式組合が作られ、当時は葬式当たり現金3バーツと白米1リットルを徴収していた。その後、5バーツと白米1リットルになつたが、その次に改訂されたときには白米の徴収はなくなり、現金10バーツのみとなつた。その後、徴収額が何度か値上げされ、1991年時点では50バーツになっている。San Sai村はチェンマイ市の近郊に位置し、また村内あるいは周囲に木工芸の家内工場が多く立地しているために、住民は現金収入獲得機会に恵まれている。そのため現金のみを徴収し、それで白米を購入すればよいということで、白米の徴収をやめたのではないだろうか。

そもそも東北タイと比べると、北部では白米の徴収が規定されている例が多いのであるが、それはこの地方で土地無し世帯が多いことと関係があろう⁽¹⁸⁾。例えばターカーム村では、1991年時点でも、土地無し世帯が農業賃労働をおこなつた場合には、労賃を糧で要求する場合がかなりある。もし米価が上昇したり、村内でコメが購入できないようなときでも、糧で報酬を受け取つておけば飯米確保に不安はない、というのがその理由であった。このように、北タイでは飯米確保に対する不安の意識は強く、それが現金プラス白米という葬式組合での香典徴収形態に反映しているのであろう。

以上の事例からみても、この葬式組合は村人の自発的な協同では十分な資源を確保できない状況が発生したところで、人々に一定の協同行為を強制す

るために作られた組織であるといえる。したがって葬式組合は、伝統的な協同組織ではなく、むしろ市場経済の浸透にともなってなされた、農村住民の組織対応の一つであった⁽¹⁹⁾。このような革新は、地域によっては伝統的規範の抵抗にあったところもある。葬式組合への加入は、いわば身内の死亡に備えることであるから、例えばターカーム村を中心とする葬式組合が1963年頃に作られたときには、主に年齢の高い村人から、「親の死を期待しているようなものだ」と批判されたという。

(3) 組織形態と経営管理

① 規模の経済の追求

葬式組合の設立理由は、二者間関係によって集められるよりも多くの資源を確保するというものであったから、そのためにはある程度スケールメリットを追求しなくてはならない。葬式組合の多くは何らかのコミュニティをベースに作られることが多いのであるが、もしそのコミュニティの戸数自体が少ないようであれば、複数のコミュニティにまたがって葬式組合が形成されることもある。例えば、トン村の所属するNon Thon区の場合、Klang Hung村〈NE5〉だけはその総戸数が56戸と小さく(1989年時点)，独自の葬式組合を設立する利益が小さかった。そこで村人は隣のNong Kha村〈NE3〉(戸数234戸)の葬式組合に加入している。

このような規模の経済を追求していけば、ターカーム寺を中心とする葬式組合のように、15カ村に会員の範囲を広めたような例も出てくる。この葬式組合は、1965年頃にターカーム寺を支える村々の範囲で作られたが、当時の葬式経費は1回につき500～1000バーツ程度であったという。ところが91年頃には、経費は2万バーツ以上にも上昇していた。このとき会員数は15カ村1310世帯であり、会費は1戸15バーツとなっていたから、1回の葬式で集まる現金は2万バーツ弱である。こうしてこの組合は、会員の加入範囲を拡大することで、葬式の経費の上昇に対応してきたのである。

逆に個別世帯の側でも、自分の住むコミュニティをベースに作られた葬式

組合を通じて集まる資源量では不足と思えば、複数の葬式組合に所属するケースがある。これも北タイに多くみられるようで、上記のターカームの例でも、ターカーム葬式組合会員の何戸かは、近隣の別の組合にも加入しているという。

② メンバーシップの確定と参入・退出制限

規模の経済が必要とはいっても、この葬式組合の経営管理においてもっとも大切なことは、葬式の際に、確実に会員から香典を徴収することである。まずは香典支払い義務をもつ人が確定され、しかもそれが香典を確実に徴収できる人々でなくてはならない。そのために葬式組合は、参入・退出の規定を設けている。

まず、参入についてみると、会員の管理ができる程度の地理的範囲を確定して、そこに在住する者のみを加入要件としているのが普通である。ターカーム葬式組合の場合でも、一定の地理的範囲以外の住民の加入は認めていない。またその範囲に確実に居住することが明確でなくてはならないから、移住してきた世帯に対しては、3カ月以上区域内に居を構えていることを条件としている。また親の世帯から独立した場合には、世帯分けの宣言書を提出させている。

世帯を加入単位としている組合では、誰の死亡について香典を受け取る権利が発生するのかについてもあらかじめ確定しておかねばならない場合もある。ターカームでは、世帯員のうち6歳以上の者の死亡に対してのみ香典を支払う。なぜならば、6歳未満の子供の葬式は、身内で小規模におこなうことが多いためである。チェンマイ県Song Khwae区〈N5〉の数カ村で組織されている葬式組合では、5歳以上の世帯員という規定があるし、婚入により世帯に新たに加わった者については、そのことを組合に公示すれば資格を得られるという⁽²⁰⁾。

また、一定地域の住民の強制加入の形をとる場合と、有志加入の形をとる場合とがある。前者の場合は、会員にならない自由は存在しない。先のSong Khwae区の場合は強制加入の形をとっているが、興味深いことに、地域内で

盜みを働いた住民を葬式組合から除名するというルールを決めている。つまり、葬式組合から得られる利益を剝奪することで、地域社会の治安維持のための強制力としている。このような一定地域の住民の強制加入(自動的な加入)の形をとっている葬式組合は、北部に多くみられる。

葬式組合の継続のために重要なのは、加入よりもむしろ退出の規定であろう。なぜならば、自家の葬式がすんだとたんに退会して、他者の葬式に香典を支払わないという会員が現れては困るからである。したがって、葬式組合がカバーする範囲に住みつづけるかぎり、通常その組合からの退会の自由はない。もちろん会費を払わないなどの行為があれば除名されるから、将来の香典受領の権利を放棄することになる。

むしろ問題になるのは、移住によってその地域に住まないことが確定したような場合である。例えば結婚で、会員の世帯員が他の地域に移るということはしばしば起こるから、そのような人の権利をどうするかがあらかじめ規定されていなくてはならない。筆者の調査したかぎりでは、その規定は葬式組合によってさまざまであった。例えばPa Toeng村の場合、村外に移住しても、会費を納めるかぎり香典を受け取る権利は保持される。Pa Sak Noi村<N7>やSan Sai村の場合、住居登録が村外に移れば権利を失う。Wang Nam Yat村<N1>の場合、村外に移住した人本人と、その配偶者および直系の卑属が死亡した場合にのみ、香典を受ける権利があると規定されている。

③ 利益の均等化指向

葬式組合における香典のやりとりが、二者間の自発的な思いやりに頼れない以上、人々は自分の払うコストと受け取る私的利息を比較して、それが会員の間で平等となることを要求するのは当然であろう。上記の参入・退出について規定を設けておくのも、私的利息を受ける条件をあらかじめ決めておいて、機会が平等になるようにしたものといえる。

また利益の均等化をさらに進めるために、個人会員の制度をとるようになったところも、北部ではしばしばみられる。そこでは会員となっている個人が死亡したときにのみ、遺族が香典を受け取る権利をもつというのである。

したがって、多くの会員をもつ世帯は、他の世帯の葬式に対してそれだけ多くの香典を拠出することになる。またWang Nam Yat村のように世帯加入だが、世帯員数によって拠出する香典に差をつけた例もある。この村では1987年までどの世帯も同じ量の香典を拠出していたのだが、人数の多い世帯の方が葬式をだす確率が高いのに、少人数世帯も同じコストを払うのは不公平であるという声が上がったため、以後は世帯の人数によって支払う香典に差をつけたのだった。

④ 経営管理の制度化

葬式組合が、二者間関係にかかわらず資源を調達しようという組織である以上、葬式のたびにきちんと香典が徴収され、確實に喪主へ渡されるための管理が必要になる。しかし、葬式組合が一つのコミュニティ内で作られているような場合には、各会員の事情はよく知られているから、組織の管理といつても極めて単純なもので十分である。

トン村の場合、会員の家で葬式があると、葬式組合の会計は喪主の家に行き、会員が香典を納めに来るのを待つ。葬式の3日後までに香典を持って来ないものがあれば、会計はその会員の家まで徴収に行く。前述のように香典は1991年まで10バーツで、その年に20バーツに値上げされた。会計は3名で、うち必ず2名が香典の徴収に立ち会う。会計に対しては87年まで葬式1回につき30バーツ、その後は100バーツの手当が支払われた。

このような経営管理をするかぎり、とくにルールの成文化は必要ではないし、香典の支払いもノートに氏名を記録するだけである。シーポートーン村の葬式組合もほぼ同様の経営管理でまかなわれている。ただしここでは集まった現金のうち200バーツを内部留保するため、その現金の管理が発生する。

しかし会員の範囲がコミュニティを超えて拡大するようになれば、まったく顔見知り関係にない人までが会員となるわけで、香典の「もらい逃げ」のようなフリーライダーを防ぐ手立てが必要となる。そして、地縁的な人間関係によるコントロールが効かない以上、フォーマルなルールに従った経営管

理が必要となる。15カ村に会員が拡大したターカーム葬式組合は、その典型である。

すでに述べたように、この組合は1963年頃に設立され、73年に政府に登録し成文の規約を定めた⁽²¹⁾。ターカーム葬式組合の規約には、入会資格、香典の集め方、支払い方などが規定されている。これは84年に改訂されたが、新規約では会員の「家族」の定義、家族が他の世帯に移った場合の対処の仕方、誰が香典をどのように受け取るかなど、香典の授受で発生しそうな問題について、あらかじめ細かく規定する項目が加わっている。こういったより詳細な規定は、会員の範囲の拡大によって必要とされてきたのであろう。

このような規則に基づいて、1992年時点では次のように組織が運営されていた。まず死者がでると、組合の役員(12人)が「香典徴収通知」(bat kep ngoen songkhro)なるものを会員の家に配る。これが配られると、会員は15日以内に役員に香典(1991年現在で15バーツ、葬式をする会員のいる地区の会員はその他に1リットルの白米)を渡す。支払いが遅れるとまず警告の用紙が配られ、その後3日以内に支払わないものは会員資格を失う。香典を支払った会員には領収書が渡される。

喪主に対しては、組合の基金から1万バーツがただちに渡され、会員からの香典徴収後に残額が渡される。香典を受け取る人は、あらかじめ加入申請書の中で指定されている人でなければならず、もしその人が受け取れない状況があれば、各地区の役員が適当と見なした人に手渡す(香典を誰が受け取るかをめぐるトラブルを未然に防ぐため)。香典を受けるためには、葬式の通知と香典の請求用紙を役員に提出しなくてはならず、また香典を受け取った際には領収書を提出する。

以上のように、現金の授受について、いちいち文書で証拠を残すシステムができあがっており、経営管理の形式化・制度化が明確にみてとれる。

そのほかにこの葬式組合では、集められた香典の10%が内部保留され、組合の運営基金に組み込まれている。この資金を使って組合はテントや茶碗などの物的財産を購入し、これを貸し出すことによって収入を得ている。1991

年10月時点で組合は約3万バーツの運営資金（香典を除く）を有していたが、この中から役員への報酬も払われていた。こうしてこの組合は、恒常的な資産を保有し管理する経営体となっているのである。

ここまでくると、葬式組合は民間の保険会社と類似の経営管理体制を備えているといってよい。しかしあくまでその事業は、一定の地縁的関係を基礎にしておこなわれている。

(4) 葬式組合の地方的特性

筆者が調査したかぎりでは、地方によって葬式組合の有無と経営形態にはバリエーションがみられる。ターカームのように義務や権利の内容を明確に定め、平等原則をより厳密に適用している葬式組合は、北タイに多くみられるようだ。東北タイでは多くの組織が一つの村に会員を限定しており、人々の相互信頼関係に依拠しやすいために、厳格な規定や規定の成文化の必要性があまりないのであろう。また葬式組合の古さという点では、北部のものは30年以上にも及ぶものがしばしばみられるのに対し、東北ではせいぜい20年そこそこのものがほとんどである。

中部タイの場合、住民による葬式組合は東北や北部ほど一般的ではないようだ。この地方ではBAACや農協などが供給する保険のサービスを利用している農村が多い。葬式組合の存在について中部では19カ所で情報を得たが、うち葬式組合がなく個人的にBAACなどの保険に入っている人がいるのみとしたところは、10カ所あった。残り9カ所をみると、葬式組合のほとんどは1980年代になって作られたものであった（もっとも古かったものでも1977年頃）。

ところで、政府は葬式組合に対して、1972年に革命団布告287号によって登録を義務づけた。74年には葬式援助法(Phra racha banyat chapanakit song-khro pho so 2517)を定めて、葬式組合の管理運営に対する指導を強めた。政府に登録された葬式組合の数を地方別にみると、住民組織によるものでは北部が抜きん出て多い（表3-10）。これは北部では、政府の定めたフォーマル

な管理方式を受け入れることのできる状況があったことを示唆する。筆者の観察するかぎり東北タイにも組合は多いが、この地方ではトン村やシーポートーン村のようにシステムが単純なので登録をしないため、正式に登録した組合の数値が小さくなっているのであろう。

また中部では住民によるもの以外の組合が多いこともわかる。BAACや農協、あるいは民間の保険会社が提供するサービス市場へのアクセスがこの地方の場合に容易であるというのが一因であろう。実際ファイローンやシープローンでは各々住民の葬式組合があるにもかかわらず、BAACや農協の葬式組合ないし民間の保険に入っている人のいる世帯が76%あった。しかしこれらのフォーマルな保険市場が農村にまで入ってきたのは、せいぜい1970年代半ば以降である。この地方においては、それ以前から農村への市場経済浸透が進んでいたのであるから、そのような経済環境にもかかわらず、住民の側が葬式組合設立のイニシアチブをとることはなかったということになる。このことは、市場経済の浸透というインパクトの受けとめられ方に、地域による差異があることを示唆する。

(5) まとめ

葬式組合においては、集団的協約という要素が、人々を結合する要素とし

表3-10 政府登録済み葬式組合数（1992年9月30日現在）

地 方	経 営 母 体		
	住民組織	BAAC ¹⁾	農 協
中 部	234	159	167
北 部	1,112	62	78
東 北 部	210	151	195
南 部	76	49	39
全 国	1,632	421	479

(注) 1) 農業および農業協同組合銀行。

(出所) [Thailand, DOPW 1993: 23-26] の表より筆者計算。

てより重要になる。つまり人々は集団的協約によってプールされることが保証された資源(香典)によって結びついている。逆に、二者間関係は結合要素としての意味を大きく後退させている。葬式をだした世帯を思いやる心が消失したのではないが、その世帯を援助するために提供する資源の量は、その思いやりの程度とは関係なく定められている。ターカーム寺を中心とする葬式組合のようにその会員の範囲が拡大すれば、人々は知り合いでもない世帯の葬式に対しても、香典を支出しているはずである。

二者間関係が人々の結合要素として意味を減じた組織において、集団的協約に強制力をもたらしめているのは何であろうか。それは、「死は誰にでも訪れる」という事実である。すべての世帯が葬式を予測せねばならないために、誰もが自分(や家族)の将来のために、他者へ資源を提供するだろうと予測できる。しかし、実際の資源動員が確実になされためには、集団的協約が有効な人々の範囲があらかじめ明確に画定されていなくてはならない。その範囲は、人々の地縁的集まりとなることが多い。このような地縁関係に基づく葬式組合では、人々の密なる社会関係が集団的協約の強制を補強するからである。そこでの経営管理は単純なもので十分であるし、香典の徴収に苦労するようなことはあまりない。しかし葬式組合の規模が拡大し、地縁的な社会関係による強制力が働きにくくなると、事情は異なってくる。ターカームの例にみられたように、細部にわたったフォーマルな規定が現れる。それが人々の資源交換関係の長期化を確保するのである。

3. 貯金組合の形成

(1) 貯金組合の組織形態

前節で述べたように、市場経済の浸透度が高まるにつれて、農家の資金需要は高まるが、伝統的な二者間協同による相互融資では、それに対応できなくなっていた。そこで作られるようになったのが貯金組合である。この組織は、通常次のように運営される。

まず会員となった住民有志は、毎月一定金額の貯金をおこなう。この貯金はグループの役員によってまとめられ、銀行に預けられる。このような貯金が続けられ、一定額の資金がたまると、会員への資金融資が開始される。自分の貯金額以上の借入をする場合には、他の会員の保証や担保が求められる組織もある。借入利子は会員が合意して決定するが、筆者の調査した範囲では、月1%から3%の間にはほぼ集中し、もっとも一般的なのは月2%である。筆者の聞き取りによるかぎりでは、金貸しなどから借金した場合の利子は月3~5%であるから、貯金組合からの借入利子率の低さは明瞭であろう。貸し出された資金が生む利子の一部は会員に配当される。その率は銀行預金金利よりもやや高い程度になるように設定しているところが多い⁽²²⁾。

こうして資金に余剰のある世帯から不足している世帯へ、資金が移行する。農村のインフォーマルな金融市場におけるよりも安い金利で資金借入ができるから、借入者にとっては金利コストの節約になる。またこの組織作りにより、農村の人々に儉約と貯金を奨励することができる。タイの村人は、月々数十パーセントの現金をわざわざ街場の銀行へ出かけて預金することはしないから、貯金組合がなければこれらの余剰金は簞笥貯金となるか、費消されるであろう。

この組織がもたらす利益は明白であるにもかかわらず、実際の組織形成・運営はそう容易ではない。実際多くの地域で、貯金組合が目的を果たすことなく崩壊している。その一例としてトン村のケースをあげよう。この村では1970年代に一度NGOの指導で貯金組合が作られ、会員へ貸出しをするまでになっていた。ところが、貯金額以上の貸出しを認めるようになると、借りた金の返済が滞るようになった。その中には当時の村の役員も含まれていた。そして最後には会計をまかされていた村人が、組合に残っていた現金を持って村からいなくなるなり、貯金組合は崩壊したのである。

1990年には、今度は政府の指導で再度、貯金組合作りが試みられた。このときは婦人会のメンバーを中心に77名を組織し、91年末まで問題なく貯金を蓄積することができた。ところが、92年の終わり頃から退会者が始め、93

年4月には崩壊してしまったのである。

これは直接には、貯金組合の元会長でかつての婦人会長でもあった村人が、貯金組合の運営に疑義を公然と呈するようになったことの結果であった。しかし問題は、このような批判に対して会員の多くが実際に不安を抱いたところにある。会員の多くは、貸出しや利益配当がなされていない状況で、貯金組合の意義を理解できなかった。また、預けた自分の現金が、役員の私的利息のために使われているのではないか、という疑いをもつたのであった⁽²³⁾。結局、多くの会員の不安を解消できないまま、リーダーはいったん貯金組合を解散し、会員へ貯金と利息分を返却したのち、再度希望者を募って再スタートした。

トン村の事例が示すように、貯金組合という組織では、共同で管理する資源を利用する（借入する）会員がルールを守り、また各人の私有資源を共同の管理にまかせても安心できる経営管理がなされることが、決定的に重要である。つまり、一般会員とリーダーの両方の行為を組織目標に沿ってコントロールできるか否か、がポイントになる。そのための組織的工夫を、農村住民は既存の条件を利用しておこなわねばならない。したがって住民のもつ条件に応じて、組織のあり方にもバリエーションが生まれる。それを以下の三つの貯金組合の事例からみていきたい。

(2) シーポートーン村の貯金組合

この村では1988年に女性が中心となって、39名の会員による貯金組合を設立した。かつての失敗の経験から⁽²⁴⁾、組織化の利益が顕示的になるように、最初の預金（1988年5月の941バーツ）は直ちに会員に貸し出された（表3-11）。資金を借りた者は、3カ月後に9%の利子をつけて返済する。借入に際しては保証人をつけることになっていたが、借りた人たちが相互に保証人になっていたようだ。翌6月になるとまた貯金が集まり、それもただちに全額貸し出された。9月以降になると初めに借入した会員の返済金が入り、貸出し資金は増加するが、いずれにせよ限られた資金をなるべく機会均等になる

表3-11 シーポートーン村婦人会貯金組合の初期の資金貸出し状況
(単位:バーツ)

会員番号	貸出し月(1988年)								合計
	5	6	7	8	9	10	11	12	
1	100		100		100	100	200		600
2	141			100			200		441
3	100			100					200
4	100			100			100		300
5	100						100		200
6	100								100
7	100				100			100	300
8	100	156	100	100	300		100	100	956
9	100			100	100	60	200		560
10		100							100
11		100		100	100				300
12		100					100		200
13		200							200
14		100			200		200	200	700
15		100	200						500
16		100		100	200	100	100	100	700
17			100	200					100
18			129			200			329
19			300			200			573
20			100						100
21			200		100	200		100	600
22				200					200
23				200			200		400
24				100					100
25				100			100		200
26					100			200	300
27					259			300	559
28					300				300
29					200			300	500
30						200			200
31						300			300
32						100			100
33						100			100
34						200			200
35						100			100
36						100			100
37						100			100
38								447	447
貸出し総額	941	956	1,229	1,300	2,059	2,060	1,600	2,120	12,265
借入者数	9	8	8	11	12	14	11	11	84
平均借入額	105	120	154	118	172	147	145	193	146

(注) 会員番号6, 17, 30は同一人物の可能性あり。また15と38は同一世帯に所属。

(出所) シーポートーン村婦人会貯金組合帳簿より筆者計算。

ように貸し出していることがわかる。そして10月までには、ほぼ会員全員がこの協同組織の恩恵にあずかっている。

1人当たりの借入金額は100～200バーツとわずかであるが、このような少額でも、農作業の労賃支払い、子供の教育費、あるいは医療費など緊急の支払いの際に、現金が手元にないことがあり、それを低利で用立てることのできる組織の意味は大きかった。なぜならばこのような少額の借入金こそ、インフォーマルな金融に依存せざるをえず、月5%以上の高利子を支払わねばならなかつたからである。

ところが、表3-12にみるように、会員は1990年7月までそれほど顕著な増加を示さなかつた。これは、貯金組合の経営管理が十分制度化されていなかつたことに原因がある。例えば借入者の氏名と金額は、会計の管理するノートに書き込まれ、返済がなされるとそれを線で消したり、そばに「支払い済み」と記入していた。そのため、借入者が「返済した」と主張しているのに、帳簿の名前が消されていない、というトラブルが起きることがあったという。そうすると、多くの村人は預金の管理に不安を覚え、加入を躊躇する。こうしてこの村の貯金組合は、一部の信頼関係のある村人の間に広がつたにすぎず、融資資金の規模も限られていた。

このような状況を打破するために、シーポートーン村の貯金組合は、1990年8月、Credit Union League of Thailand (CUと略) というNGOの指導を受けることとなつた⁽²⁵⁾。これによって組合の経営管理は急速に制度化されていく。まず、会員は貯金通帳をもつようになり、預金金額は各自の通帳にも記入されるようになった。こうすれば、会員は自分の私有財産である預金の金額を主張することができる。また、借入者は借入証書に記名し、返済したときには領収書を受け取る。こうして借入、返済をめぐる手続き上のトラブルもなくなつた。会計帳簿も標準化され、収支が一目瞭然となった。

このような経営管理の制度化がなされようになると、人々の信頼感が高まり、会員は急速に増加した。個人加入方式なので、1世帯から複数の人が参加しているケースも多い。貯金の習慣を作る目的で、子供も加入を認めら

表3-12 シーポートーン村婦人会貯金組合の拡大過程

期 間 (年.月)	会員数 (人)	貯金額 (バーツ)	貸出し総額 (バーツ)	貸出し回数 (回)	1回当たり 貸出し金額 (バーツ)
1988. 5~12	n.a.	n.a.	12,265	84	146
1989. 1~12	43	n.a.	45,490	201	226
1990. 1~7	50	n.a.	34,868	122	286
1990. 8~12	60	45,893	36,351	68	535
1991. 1~12	127	180,120	172,532	228	757
1992. 1~12	148	359,634	328,317	324	1,013

(注) 会員数は各期間末の数値。

(出所) シーポートーン村婦人会貯金組合帳簿、および同村Credit Union会計簿より筆者集計。

れるようになった。そのため1992年12月現在で148人の会員がいる。借入金利もCU加入と同時に月2%へと下げられた。92年1年間で33万バーツ近い現金が貸し出され、1回当たり平均で1000バーツ以上の借入が可能なまでになった。

なおこの組合の会員はすべてシーポートーン村の住民に限られており、その運営は村の協同活動の一環として取り組まれている。したがって、組合の会合には村長も出席し、活動状況を把握している。

(3) ターカーム村貯金組合

ターカーム村貯金組合は、ターカーム村を中心として会員が4行政村にまたがる貯金組合である(写真3-2)。この貯金組合の設立(1982年)は、政府の指導によってなされたこともある。初めから成文化されたルールが定められ、貯金通帳も配られた。しかし、実際の管理運営はすべて住民にまかされた。設立後10年目の1991年では、会員は合計249人(2団体を含む)となり、21万バーツ強の貯金を蓄積している。そのうち20万バーツを定期で銀行に預け、それを担保に銀行から20万バーツを借入して、年利15.5%で会員に貸し出している。利子収入は貯金者に配当するが、91/92年度の場合で計算すると、年率9%となる(当時、商業銀行の普通預金利子率は6.5%であった)。借り

手にとっては、貯金組合が返済保証することで、土地を担保にしなくても商業銀行の融資にアクセスできるメリットがある。またこのほかに、ライスバンク、協同店舗、養豚経営への融資、あるいは通院時の見舞金などの付帯事業があり、会員へ多様な利益をもたらしている⁽²⁶⁾。

しかし、この村の貯金組合が会員数を伸ばし、事業規模の拡大を図れるようになつたのは、発足後7年たつた1989年からであった（表3-13）。82年の発足当時の会員は63名で、84年には81名まで増えていたにもかかわらず、この年かなりの退会者を出し、85年には61名へと減少した。この間の停滞は、貯金組合の利益が十分人々に理解されていなかつたことに主たる原因があつた。すなわち、当時はまだ貸出し事業を本格的に開始しておらず、また政府の担当者も貯金組合の意義について、村人に説明する努力を十分していなかつた。

この時期の会員は、ほとんど（発足年で63人中57人）が、行政村ターカーム村の住民であり、また組織のリーダー（村長と貯金組合会計）の親族が多かつた。表3-14はターカーム村の全世帯について、貯金組合のリーダーの親族世帯とそれ以外とに区分したうえで、会員数（ここでは会員のいる世帯数）の推移を示したものである。これによると、リーダーの親族世帯では、組合結成当初からターカーム村内の組合参加世帯の3分の1を占めていた。1985年の

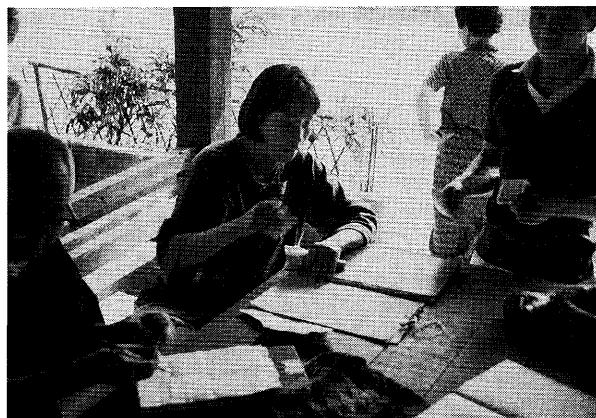


写真3-2
ターカーム村貯金組合の集金日。組合役員が会員の預金を受け、記帳する。

（1991年撮影）

表3-13 ターカーム村貯金組合の活動状況の変化
(単位:人, パーツ)

年 次	会員数 ¹⁾	うち ターカーム村	年間預金額	引出し額	預金額純増	累積預金額	配 当
1982	63	57	3,350	0	3,350	3,350	—
1983	75	69	25,730	0	25,730	29,080	2,388
1984	81	73	24,225	12,135	12,090	41,170	4,190
1985	61	53	20,550	3,120	17,430	58,600	4,547
1986	63	54	23,045	5,610	17,435	76,035	4,895
1987	78	67	28,905	3,450	25,455	101,490	6,140
1988	99	82	44,860	8,930	35,930	137,420	8,120
1989	162	123	62,190	120	62,070	199,490	12,130
1990	207	153	59,230	79,645	-20,415	179,075	12,230
1991	249	180	70,270	38,165	32,105	211,180	16,152

(注) 1) 1989年から1団体、90年から2団体が含まれる。

(出所) ターカーム村貯金組合会計簿から筆者計算。

会員数が最低に落ち込んだときでも退会者を出さなかったために、この年は会員のいる世帯の半分を占めるにいたっている。組織形成の初期という不確実性の高い段階では、同じ村内のしかも親族関係の近い者たち以外に、会員を拡大できなかつたのは当然である。

その後、1989年から貯金組合の貸出し事業が本格化し、通院見舞金支給などの付帯事業も始まって、組合加入の経済的利益が明らかになった。また最初の危機を乗り切って、組合が安定的に運営されることが示された。こうして会員は急増する。90年には、この年おこなわれた村長選挙をめぐる村内の対立や、協同店舗をめぐる利害対立、あるいは移住などの理由で資金を引き出す者が多く、預金も減少したが、会員の多くは動搖することなく会員数の増加は続いている。こうして91年には、リーダーの親族世帯の割合はターカーム村の会員中3分の1程度を占めるレベルに戻った。この村以外に在住する会員の増加も著しいので、この親族グループが全会員の中で占める比重はいっそう小さくなっているであろう。

このようにターカーム村貯金組合の場合、会員はターカーム村の外からも

表3-14 ターカーム村の親族グループ別にみた、貯金組合会員のいる世帯数の変化

	会員のいる世帯数 ²⁾				総世帯数 1991年
	1982年	1985年	1988年	1991年	
貯金組合のリーダーの親族がいる世帯 ¹⁾	12	12	16	24	27
その他の世帯	24	12	22	46	77
合 計	36	24	38	70	104

(注) 1) 村長と貯金組合の会計のいる世帯と親族関係にある世帯の合計。

2) 年度末時点での会員のいる世帯数。

(出所) 筆者調査。

募集されているが、その範囲はターカーム寺を支える4カ村にほぼ限定されている。一方、組織の運営スタッフはすべてターカーム村の住民に限られている。他の村の住民を排除しているわけではないが、会員の大多数がターカーム村住民であるため、選ばれる人がどうしてもこの村の人になるという。またターカーム村以外の村の会員も、この組合を「ターカーム村の組織」と認識している。貯金組合の運営リーダーの一人はこの村の村長であり、この点からも貯金組合が村の事業の一つとして運営されていることがわかる。

(4) フアイローン貯金組合

アントン県のフアイローン寺を中心とする貯金組合については、その前身である婦人会の設立経緯から述べねばならない。この組織は女性の家事、育児、保健衛生、あるいは家内副業に関する知識、技術の形成のために、政府（コミュニティ開発局）が普及に努めてきたものである。第1村の村長Bが政府から婦人会設立を働きかけられたとき、彼は自分の住む集落（チョンナムライ集落）ではなく、隣りのフアイローン集落に住むP（女性）に話しを持ち込んだ。それは、ひとつにはチョンナムライ集落の住民が、出稼ぎなどで不在のことが多いのに対し、フアイローン集落の人々は村内で仕事をしてい

る者が多いためでもあったが、同時にPがファイローン集落の最大の親族集団（以下、代表的な姓をとって、「Srisuwanグループ」と呼ぶ）に所属し、また人望も厚いという理由からなされた判断であった。婦人会への人々の動員を依頼されたPは、ファイローン集落に住む親戚・友人を集め、間もなく婦人会の設立にこぎつけた（1983年）。

つづいて政府は、この婦人会に対して、タンボンで組織されたばかりの貯金組合への加入を呼びかけた。タンボンの長であるガムナンの妻を代表とした貯金組合を作り、各行政村にできた婦人会を支部のような形で貯金組合に取り込もうとしたのである。この勧誘に応じて、第1村からは合計37人が加入している。このうち35人はファイローン集落の住民で、18人がSrisuwanグループに属していた（表3-15）。

Pは毎月会員から預かった貯金を、ガムナンの妻のいる第2村まで約1時間の道のりを届けに行った。2年ほどたって、いよいよ預金運びが苦痛になりはじめたうえに、相当の金額になった預金の管理に、ファイローンの預金者は不安をもちはじめた。そこで人々は、政府に貯金組合の分離独立を願い出た。毎月わずかな額とはいっても、2年もすれば相当な額になった貯金が、本当に預金者の利益になるように使われるか不安になったのであろう。タンボンという広い範囲では、預金者はお互いに顔見知りではないし、管理を担っている住民のことも知らない会員がほとんどであった。この分離の訴えが認められて、1985年11月にファイローン貯金組合が作られ、直ちに会員は70名に倍増している（表3-16）。その一方で、タンボンの貯金組合はその後も発展することができず、94年5月時点の郡の記録では、会員数16人、預金8万5000バーツを有するにすぎなかつた⁽²⁷⁾。

独立直後の会員のほとんどはやはりファイローン集落の住民であったが、それ以外にチョンナムライ集落、ファイキアオ集落（現在は別の行政村になっているが、当時はまだファイローン集落などと同じ行政村に属した）、ドンクム集落（隣接する別タンボン内）の人が加わっている。ドンクム集落のように行政的には第1村に属さない集落の住民が、貯金組合の会員になっている点に注

表3-15 フアイローン集落における貯金組合会員の親族集団別にみた分布（1983, 90年）

親族集団名	1983年		1990年	
	人 数	世帯数 ²⁾	人 数	世帯数 ²⁾
Srisuwan	18	13	31	20
Chiap	5	3	6	5
Ketphitak	2	1	2	1
Khonsamut	1	1	1	1
Khumdi	3	2	8	2
Phophan	2	1	6	4
Songthep	2	2	2	2
Thianhom	3	3	4	4
Amphanruang	0	0	1	1
Chatchai	0	0	1	1
Nirot	0	0	1	1
Panngam	0	0	2	2
Phatchiwa	0	0	1	1
Samkhiaosot	0	0	1	1
Samrangsuk	0	0	1	1
Thipphak	0	0	2	2
合 計 ¹⁾	36	26	70	49

(注) 1) 二つの親族グループに所属する者があり、実際の会員数より多くなっている。

2) 会員のいる世帯の数。

(出所) 筆者調査。

目したい。これらの集落に共通しているのは、ファイローン寺の布施者の居住域という点である。

分離独立で一気に会員を倍増させた貯金組合であったが、その後1988年頃までは、それほど会員の伸びは大きくなかった。また85～86年の2年間は、まったく会員に預金利子を分配せず銀行に預けたままにしていた。そして87年に初めて会員へ利子を分配したが、年当たり5%ほどの利子率でしかなかった。これは預金していた銀行の当座預金の金利が7%ほどで、税などを引くとこの程度の利子率しか配当として確保できなかつたためである。銀行

表3-16 フアイローン貯金組合の活動状況の変化

(単位:人, パーツ)

年 月	会員数 合計 ¹⁾	居住集落別会員数						年預金 額 ³⁾	累積預 金額 ⁴⁾	貸出し額
		ファイ ローン	チヨンナ ムライ	カシク ローン	ドン クム	ファイ キアオ	その他/ 不明 ⁵⁾			
1985.10	37	35	2	0	0	0	0	10,590	10,590	—
1985.11-12	70	55	6	0	7	2	0	2,370	12,960	—
1986	78	61	7	0	7	2	1	18,950	31,910	—
1987	84	62	10	0	8	2	2	19,570	50,660	—
1988	82	61	9	0	8	2	2	19,740	69,600	n.a.
1989	98	62	11	0	21	2	2	26,630	93,070	36,990
1990	107	66	11	0	25	3	2	32,090	125,160	108,380
1991	109	66	12	0	26	3	2	31,310	151,870	94,280
1992	135	78	15	0	33	7	2	36,720	185,040	58,267
1993	165	96	15	0	45	7	2	45,810	230,610	198,400
1994	225	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	175,500

(注) 1) 期末時点での人数。

2) うち1人は寺の住職。

3) その年に預金された額。

4) 預金額から引き出された額を引いた残り。

(出所) 筆者調査。

預金から得られる利子のみを利潤の源泉とする以上、これはやむをえないことであった。このように当時の預金組合は、その経済的利益を会員に対して顯示的にすることができないかった。

にもかかわらず、人々が預金を預けつづけたのは、恐らく多くの会員の間に親戚という社会的関係があって、少なくとも預金を不正に利用されることはないという信頼感が存在したためであろう。しかし貯金組合の経営管理は1988年に転機を迎える。それはこの年、グループが村落開発コンテストに参加し、何らの賞もとれなかつたことがきっかけとなった。金を預けるだけの貯金組合では、評価が得られないと知った会員は、これを機に預金の貸出しを始める。また銀行に預けるだけでは、高い利益を生み出せないということも、会員相互の貸出しから利益を生み出すシステムへ転換する動機となった。

資金回収のリスクを軽減するために、この貯金組合では次のような経営管

理を採用した。まず借入申請者は会員でなくてはならず、その借入額は自分の預金額ないし2名の保証人の預金額を合わせた額を超えてはならない。借り手と借入額は、年1回開かれる会員の総会で決定し、借入期限は1年(貸出しを始めた頃は6カ月)である。期限がくると、必ず元本と利子を現金で総会の場に持参しなくてはならない。そして他に借入希望者がいない場合に、継続して借入することができる。実際の借入では、預金額以上の借入をしている人もいるが、1993年以前についてみれば超えていてもごくわずかであり、上記の原則は守られていたとみてよい。しかし93年以後は、預金額が増えたこともあって、高額の貸出しを認めるに至った。このような方針転換については、会員の総会で話し合ったが、そこではなるべく多く貸し出して、利潤を増やす方がよいという意見が大勢を占めたという。ただし、高額の貸出しの場合には、土地を担保にとるといった措置がとられている。これまで期限までに返済すべき額をもってこれなかった例は1例のみであった。これは借入者の水田が災害にあって、収穫ができなくなったというケースであった。この借入者は総会前にPのところに相談に来たので、Pは貯金組合の役員と相談し、利子のみをとりあえず支払わせることにした。

なお貸出し利子率は年12%であり、他地方の預金組合に比べても利子率は約半分である。この地域ではBAACの融資が比較的容易に受けられるため、貯金組合もBAACと同レベルの利子率を設定したようだ。この会員への貸出しの結果、会員からの利子収入が加わったため、預金者に対する1989年4月の配当は、年利にすると8%ほどになった。このように低利融資と高配当という経済的利益が顕示的になると、入会者は次第に増加し、Srisuwanグループ以外にも広がりをみせている⁽²⁸⁾。

預金と貸出しの実績については、前掲表3-16に示したとおりである。BAACの融資が受けられるにもかかわらず、貯金組合からも17万バーツ以上の借入(1994年)があるのは、BAACから借りた後でも、農業労賃支払いなどに現金が不足することがあり、またBAACからの借入は一般に額が大きいので、少額の回転資金の借入には、貯金組合の資金の方が便利なためである。

農家の多くは、日常的な現金収入がないために、このような回転資金の不足が起こるのだが、逆に賃労働収入に生計を依存している世帯では、貯金組合の資金需要はほとんどない。チョンナムライ集落の住民が貯金組合にあまり興味を示さないのは、そのためである。

この貯金組合の組織と経営管理にみられる特色を整理すれば、以下のようにになるであろう。まず組織の設立は、社会的紐帶の相対的に強い親族関係を動員しておこなわれた。これによって、組織が形成されたばかりの不確実性の高い段階で組織の安定化を果たすことができた。次に会員が広がっていったとき、その範囲となったのは行政村でも集落でもなく、寺の布施者集団の範囲であった。人々が現金の管理を他の村人に委ねるだけの顔見知り関係が成立しているのは、せいぜい広くても寺の布施者集団の範囲だったからである。

こうして会員の範囲が広がると、借入者が必ず返済するというだけの信頼関係が、必ずしも確保されない。したがって借入額は借入者と連帯保証人の預金額の範囲内で抑えらねばならなかった。すなわち人々の有している社会的関係が、会員の反組織的行為を規制するだけの力をもたないために、このような方式をとって組織を安定させる以外に方法はなかつたのである。この点は、預金額以上の貸出しを認めることで、組織化の利益を生み出していたシーポートーン村の貯金組合と対照的である⁽²⁹⁾。

もう一つの特徴は、組織の経営管理が組織の構成員によってのみおこなわれており、行政村や集落といったコミュニティは実質的にはほとんど関与していないということである。行政村の会合で貯金組合の運営について話し合いがなされることではなく、あくまでも貯金組合の運営は会員の会合で決められている。第1村の村長は形式上、貯金組合の長となっているが、実質的にはPが経営管理を担っていて、村長は実際にはほとんど関与していない。このように会員の範囲の点のみならず、経営管理の点でも貯金組合は自治のためのコミュニティとは独立している。これもやはり前の二つの事例とは対照的といえる。

(5) 経済階層と協同組織

貯金組合のような開発組織については、しばしばそれが地域内の経済的、社会的有力者のみを潤わせるものであるというような批判がなされる [Hirsch 1990]。そこで地域内住民の経済格差が比較的大きいターカーム村とファイローンについて、貯金組合会員の階層分布をみておこう（表3-17, 3-18）。これは個人会員を世帯ごとにまとめて、その世帯の社会経済階層と経営面積階層別にみた会員戸数と、1戸当たりの預金額、借入額、その他の付帯事業の受益量を示したものである。このことから次のことがいえよう。

まず会員の分布は、ターカームの場合、土地無しや経営面積無し層でやや低いが、それでも6割以上を組織している。ファイローンでは階層による差があまり明瞭ではない⁽³⁰⁾。預金額でみるとターカームではむしろ土地無し層、経営地なし層の方が多い。借入額はターカームで自作・自小作が、ファイローンで自作と地主（手作り地主を含む）が高いが、これは借入金が農業経営にも用いられることから、他との規模格差が反映しているのであろう。ターカームの通院補助金は土地無しや小規模農家にも配分されている。他方、本来下層に多く貸し出されるべきライスバンクの枠が、むしろ上層に多く配分されているという問題もある。

以上のようにこれら2カ所の貯金組合において、会員は相当広く分布しているとみるべきであり、少なくとも上層のみが組織の利益をすべて吸い上げるような状況にはない。そもそも、貯金組合の成功のためには一定の規模の経済性が追求されねばならず、少数のエリート層だけで組織を作ることの意味は少ない。第2に、ある程度の下限はあるにせよ、それぞれの経済力に応じた資源供出（預金）が一定程度可能であるから、下層を排除するような組織ではない。そして第3に、組織への参入・退出は個々人の自由意思にまかされているから、下層に不利な経営管理をおこなえば、彼らは直ちに退出してしまうであろう。

貯金組合という組織があることで経済的不利益を被るのは金貸しであり、そのような世帯は個々のコミュニティ内ではごくわずかである。たまたまそ

表3-17 ターカーム村貯金組合の会員世帯の階層別にみた貢献度、受益度

	総戸数 (戸)	参加世帯数 (戸)	(%)	参加世帯当たりでみた				
				預金額 (バーツ)	借入額 (バーツ)	通院補助金 (バーツ)	養豚融資 (バーツ)	ライスパンク (kg)
社会経済階層								
土地無し	52	33	63.5	3,734	1,265	33	176	19
小 作	12	11	91.7	1,485	1,209	0	509	13
自作・自小作	28	24	85.7	2,319	1,710	42	561	23
地 主 ¹⁾	12	10	83.3	3,004	1,020	9	240	51
合 計	104	78	75.0	2,888	1,363	28	349	24
経営面積階層 (ライ)								
な し	57	37	64.9	3,761	1,264	30	189	18
5未満	17	15	88.2	1,774	267	27	200	19
5~10未満	15	14	93.3	2,137	2,161	29	890	35
10~20未満	10	7	70.0	3,301	2,071	41	343	26
20以上	5	5	100.0	1,284	2,160	0	480	41
合 計	104	78	75.0	2,888	1,363	28	349	24

(注) 1) 手作り地主を含む。

(出所) 筆者調査。

のような者が村内で強力な政治的勢力をもっているようなケースでないかぎり、貯金組合において階層的な対立、利害関係が大きな阻害要因となることはないように思う。

(6) まとめ

以上述べてきたように、人々を貯金組合に結びついている要素は、会員によって集団的に管理された「貯金」という資源である。これは組織構成員のみアクセス可能な資源であり、かつそのようなアクセス方法が市場で資金を確保するよりも経済的に有利であるから、人々は組織に自らをつなぎとめようとする。したがって、組織化の私的経済的利益が顯示的になって初めて、この組織は発展できるのであり、またそのような経営対応を上記三つの組合はおこなっていた。

表3-18 フアイローン貯金組合の会員世帯の階層別にみた貢献度、受益度
(1993年時点)

	総 戸 数 (戸)	参 加 世 带 数 (戸)	(%)	参 加 世 带 当たりでみた	
				貯 金 額 (バーツ)	累 積 借 入 額 ¹⁾ (バーツ)
社会経済階層					
土地無し	35	15	42.9	2,067	4,539
小作・自小作	45	20	44.4	2,375	5,913
自 作	16	6	37.5	1,452	10,428
地 主 ²⁾	16	9	56.3	3,124	9,456
合 計	112	50	44.6	2,307	6,680
経営面積階層 (マイ)					
な し	35	15	42.9	2,067	4,539
6未満	6	2	33.3	2,105	5,000
6~10未満	10	4	40.0	2,448	11,267
10~25未満	32	16	50.0	1,652	5,767
25~40未満	16	8	50.0	2,739	3,163
40~70未満	12	4	33.3	5,220	15,200
70~140未満	1	1	100.0	1,110	32,500
合 計	112	50	44.6	2,307	6,680

(注) 1) 1993年までに借りた額を累計したもの。

2) 手作り地主を含む。

(出所) 筆者調査。

しかし一方では、人々の短期的な私的利潤追求の要求を抑えることが重要である。相互金融組織としての貯金組合では、短期的には貯金の方が借入金よりも多いという会員と、逆に借入金の方が貯金よりも多い会員とが存在する。前者は後者が将来必ず借入金を返済することで、いつかは後者の立場に立てるか、または自分の私有資源の拡大(預金利子の獲得)ができるという確信があるからこそ、自分の貯金が他者に用いられている状況を容認するのである。

したがって貯金組合では、このような確信をもたらす経営管理が決定的に重要になる。そのためには、まず全会員に対して画一的に適用されるフォー

マルなルールが必要である。つまり、人々は二者間関係を超えて資源を提供しているのであるから、それから得られる利益も二者間関係に左右されることはなく平等でなくてはならない。しかしいくらフォーマルなルールが定められていっても、会員がそれを守ろうとしなければ無意味である。また会員の行為をすべてフォーマルなルールで規定しつくすことはできない。

そこで重要なのは、そのような公平な経営管理が確実に実行されるための条件を備えることである。それは組織に参加する人々が、組織目的の達成へ向けて行為しようとする規範の存在に依拠する。この規範とは、資源の提供者と利用者の関係が特定できないような組織においてでも、他者のことを見つけて利己的な行為を抑える規範である。それは二者間の良好な関係を維持する場合に働く規範とは異なった規範、いわば集団的組織の規範である。

この規範は、組織のリーダー層、つまり経営管理を直接担う人々の規範と、一般の参加者の規範とに分けることができる。前者の場合、リーダーたちの個人的な資質に依拠するところが大きい。しかし後者の場合は、もともといろいろな人々を含み込んでいるのであるから、個人の資質に頼ることはできない。むしろ、人々の利己的な行為を抑える社会的な規制力に依拠する必要がある。それは例えば近隣に住んでいることからくる顔見知り関係があるために、ルール違反はできない(はずかしい)、という規制力である。そのためには組織を一定の地縁集団を基礎に作る方がよいであろう。あるいはターカーム村やファイローンの貯金組合にみられたように、親族関係が人々の相互信頼を確保し、組織への結合を確保することもある。このような農村社会が伝統的に有している社会組織を貯金組合の経営管理に動員することで、組織の安定性を確保しようとしているのである。

また組織構成員の範囲を決めている社会組織が、貯金組合の形成・運営の担い手ともなるケースがあった。例えばシーポートーン村とターカーム村の場合、行政村が組織化と経営管理の担い手となっている。つまり行政村の組織を利用して人々の募集がなされ、組織設立後の経営管理も村運営の一環と位置づけられている。一方ファイローンの場合には、確かに政府からの働

きかけ（婦人会設立時に注目）は行政村を単位になされたが、実際の組織化には行政村はほとんど機能していない。また組織の運営でも行政村はほとんど関与していない。このように同じ貯金組合でも、基盤とする社会組織のあり方の違いで、形成・運営のされ方に違いがあった。この点は開発組織の発展性という点で重要な含意をもつたが、それについては終章で議論してみたい。

第3節 二者間協同から集団的協同へ ——組織構造と経営管理の比較——

本章でみたように、伝統的なタイ農村社会においては、二者間協同がもっとも一般的でかつ重要な共同の形態をなしていた。そこにおいて関係を長期化している要素は、二者間の良好なる人間関係である。つまりそのような人間関係があるために、市場を介する場合よりも他者の所有する資源に有利にアクセスできるのである。したがって二者間協同を成功させるためには、そこにおいて人々を結びつける要素——すなわち良好な人間関係——をうまく維持・増進する必要がある。ところで「人間関係」というのは、感情的なものであり、またその二者間にのみ固有なものであった。まず、感情的なものであるがゆえに、その維持・増進のためには、相手の感情を害さず友好関係を深める行動が必要である。どのような行為が二者間の良好な人間関係を作り、あるいは破壊するかは、その社会のもつ文化的な規範に依拠する。つまりタイの人々が、共通に望ましいと認識している行為の型から逸脱しないことが、二者間の良好な関係の維持・増進にとって必要なのである。バンチャン村の調査者たちが、村人の行為を規定しているものは、彼らの間での集団的合意ではなく、むしろ地方やタイ全体に普遍的な文化であるとしたのは、まさに卓見であった [Sharp et al. 1953: 26]。

また、人間関係が特定の二者間に固有である以上、その維持の方法は相手

によって異なったものとならざるをえない。すなわち、二者間関係の濃淡に応じて、相手との資源や言葉のやりとりを変えねばならない。だから二者間関係の維持のための画一的な管理方法は存在しない。あるのは、「相手によって対応をかえる(laeo tae)」という原則のみである。これらの特色ゆえに、人々の組織的関係を維持するための行為は構造化されにくい。しかも組織的関係の結合要素は感情的なものであるから、関係がうつろいやすい。こうしてタイの伝統的農村社会は「ルース」にみえたのである。

市場経済の浸透に導かれた経済環境の変化は、伝統的な二者間協同の結合要素を脆弱化し、あるいはこのような組織的対応では個別経済の再生産が困難な状況を作り出した。かといって、市場的取引によって経営体外部の資源にアクセスしていたのでは、経済的再生産に困難をきたす場合がある。こうして協同組織の形態に変化が起こる。

その変化のうち、人々の長期的関係をもたらす要素に注目すると、次の二つの特色を見いだすことができる。一つは、人間的、あるいは感情的な要素が後退し、物理的、あるいは経済的資源が重要性を増したということである。葬式組合や貯金組合では、二者間の良好な関係がなくても人々は同じ組織に参加し、互いに協同的な関係に入る。代わりに人々を結びつけているものは、プールされた労働力、香典、あるいは貯金であった。もう一つの特色は、結合要素が二者間にのみ共有されるものから、集団的に共有されるものへと変化したことである。つまり集団的協約や集団的に管理される資源によって人々の組織的関係が維持されるようになった。

この新たな組織が成功するためには、二者間協同とは異なる組織規範が必要である。それを一言でいえば、集団的行為の規範である。いまや二者間関係が薄い人々との間でも協同的な資源交換のルールが守られねばならない。しかしこのような新しい規範を作るのは、容易でないことも事実であろう。そのため新たな組織は、他の要素で人々の結びつきを補完している。労働交換グループでは、未だにメンバーの二者間関係に依拠する比重が大きかった。葬式組合の場合、「死」という不可避の要素が人々を長期に結合させるインセ

ンティブとなった。これらに比べると貯金組合では、会員の集団的組織規範以外に依拠できるものはない。しかもある程度の数の会員を確保するために、階層や小集団（親族や派閥など）を超えて住民が組織されねばならない。ここに貯金組合という組織を形成・維持していくうえでの困難がある。だから貯金組合は、労働交換グループや葬式組合とは異なって、住民の自生的組織として登場しえず、政府やNGOによる普及があってはじめて設立されるようになったのである。

しかし、いくら政府やNGOの支援があったとしても、集団的な組織形成の条件がまったく住民の側になければ、貯金組合の形成は不可能であったろう。こうして、新たな集団的組織の発生は、タイ農村社会が二者間関係のみで構成されているという理解に疑問を投げかける。しかも葬式組合や貯金組合の中には、村や寺の布施者集団のような地縁集団に依拠して形成・運営がなされる例があった。それはタイ農村における地縁的な共同性の存在をも示唆するものとなっている。そこで次章では、タイ農村のコミュニティを分析対象に据えて、それと住民の協同組織形成との関係を考えてみたい。

[注] _____

- (1) ここでは労働提供者が受け取り側に対して経済的に従属している（例えば地主・小作関係にある）とか、フォーマルあるいはインフォーマルな政治的権力を労働調達に用いるほどの格差がない関係にある住民相互での労働交換を指すことにする。

(2) なぜならば、このような労働交換はごく近親者の間でおこなわれるために、短時間の聞き取り調査では把握できないことが多いからである。またこの種の労働提供は日常的な付き合いの一部としてなされることが多いので、特別な出来事として当事者にも認識されていないことが多い。

(3) そのほか、ケンブ、アナン、田辺の調査村でもこのような有力者や地主による労働力徴収の存在が指摘されている [Kemp, 1976: 230] [Anan, 1984: 72-74] [Tanabe 1994: 233-237]。

(4) 中部については、[Kamol 1955] [Kemp 1976] [北原1987]、北部については [Potter 1976] [Cohen 1981] [Anan 1984] [Tanabe 1994] などが詳しい。

(5) 1日で終わらせるという慣習は、スウィットらも指摘している [Suwit,

Chop, Sumet 1985: 104]。

- (6) このような親族呼称の特色は、水野が詳しく述べている[水野1981: 217]。親族呼称に応じた上下関係についても、同書241ページに若干であるが触れている。
- (7) 労働交換はたとえ交換相手と交換量が記録されることがあっても、1シーズンが終了して交換量が相殺されると記録が失われる場合が多いので、同じ人が長期間必ず労働交換に現れるか否かを実証する資料は少ない。その意味で北原が中下部の調査村でみつけた一農家の記録は貴重である。これをみると、この農家がおこなった5回のアオレーンの中で、5回とも参加した人は45人中2人のみであるが、一方21人が2回以上参加していた([北原1987: 352-353]の表より筆者計算)。
- (8) ゴーはロンケークの頼み方を回顧して、「労働の依頼は夕食が終わった後にする」と述べている [Ko 1990: 31]。
- (9) ナコンラーチャシマー県Non Muang村〈NE26〉での聞き取り。
- (10) ピサヌローク県Tha Ngam村〈UC20〉での聞き取り。また同様のことは [Cohen 1981: 145-146] にも記されている。
- (11) ターカーム村での聞き取り。
- (12) 同様の見解は [Fuller et al. 1983: 63]。
- (13) [Zimmerman 1931: 268-271] の表より筆者計算。
- (14) この他に、メンバー相互の関係がそれほど親しくなくなっていた、自家の田植えがすんだ者が手伝いに来なかったなどの原因もあったとする村人もいた。
- (15) 「ソー」は南タイ語で「助け合って働く」という意味 [Sathaban thaksinkhadi suksa 1982: 101]。
- (16) ただしこの村の住民は、1970年代に一度、政府によって強制退去させられており、それが解除されて村に戻りゴム園を再開墾するのに、この労働交換グループがさかんに使われたという。労働交換グループを組織する慣行は、強制退去以前からあった。
- (17) muatは北タイの集落内の小区画を指す言葉である。tham sopは葬式なので、葬式を手伝う近隣グループという意味になる。
- (18) 例えばターカーム葬式組合でも、葬式でのた家の所属する近隣組織の会員は、白米を1リットル持ち寄る決まりになっている。
- (19) 1969~70年にチェンライの農村を調査したタートンによれば、葬式につき2バーツを徴収するシステムが、「最近導入された」という [Turton 1975: 366]。
- (20) Pa Sak Noi村〈N7〉, Wang Nam Yat〈N1〉村の場合も5歳以上。San Sai村の場合は10歳以上。
- (21) 登録は政府の命令(1972年の革命団布告287号)に従つたものであるが、重要

な点は、ターカムの人々がこのような政府の指示を受け入れる必要性を感じていたということである。実際、東北タイの村単位の葬式組合では、未登録のまま運営されているものが多い。

- (22) 賀金組合の貸出し利子は制度金融機関のそれよりも高いので、配当（預金利子）も制度金融機関より高い率でおこなうことが可能である。
- (23) 筆者が賀金組合の帳簿を調べたかぎりでは不正使用は認められなかつたし、実際解散時には賀金が返却されている。
- (24) 1983年に一度、世帯を単位にした賀金組合を作ったが、賀金が継続的になされず失敗した。詳しくは第7章を参照のこと。
- (25) このNGOについては第5章で述べる。
- (26) ライスバンクは、政府からの米倉建設資金と穀を原資として1987年に作られた。賀金組合の会員はこの穀を年利20%の利子で借入することができ、飯米に不足した世帯などが、これを利用している。

協同店舗は1988年に、賀金組合の資金を担保として銀行から4万バーツの融資を受け設立された。しかしこの4万バーツの利子支払いに、利潤の半分近くを払う結果になったため、89年にはこれを銀行に返済して、賀金組合会員から新たに資金出資を募った。会員は出資金と利用高に応じて、店の利潤の中から配当を受けている。

また、1989年には賀金組合が、会員に養豚のための資金を供給するようになった。この一帯の農家は副業として養豚を営む者が多いので、賀金組合の資金から1頭600バーツ（当時）の小豚購入代金を6人の会員に貸し出し、借入者は小豚が成畜となる6ヶ月後に、利子30バーツとともに資金を返済するようにしたものである。この養豚用の基金は別会計がたてられ、92年7月時点では一般会員へ1万3000バーツ強が、小学校の養豚事業用に1200バーツほどが貸し出されている。なお、これまでに1人だけ返済を拒む者があり、役員も回収をあきらめている。

同じく1989年に会員が通院した場合、治療費の一部を援助する制度が作られた。会員は医者の領収書を提示することにより、200バーツを上限として、組合から補助が受けられることになっている。

- (27) ウィセット・チャイチャーン郡コミュニティ開発事務所資料による。
- (28) その後1993年に、この賀金組合は農業省のプロジェクトを受け入れて、生命保険会社と団体保険契約を結んだ。これは賀金組合の会員に対して、年間70バーツの保険料で、事故死に対して10万バーツの保険金が支払われる制度である。これによって、以前は月々のわずかずつの預金には興味を示さなかつた人々までも、保険金目当てに加入するようになり、会員数が急増した。一方、そのような会員希望者の増加に対応して、第1村内でもう一つの賀金組合が作られ、そちらも94年9月時点で129人の会員を有している。

- (29) ターカーム村貯金組合でも預金額を超えた借入が実際にはおこなわれていた（ターカーム村貯金組合会計簿より確認）。
- (30) ただしこれは注(28)で述べた保険事業導入後なので、それ以前は土地無しの貧労働世帯の参加率が低かった可能性はある。